

「アスベストデータベース」に関連する日本工業規格（JIS）の変遷

1. 概要

「石綿（アスベスト）含有建材データベース（以下 データベース）」の「建材名（一般名）」で分類している登録建材に関連する日本工業規格（以下 JIS）について、平成23～24年度の「アスベストデータベース委員会」で調査した結果をデータベース掲載用にまとめ直したものである。

掲載するJISは、A（土木・建築）分野から抽出した34規格に加え、参考として、石綿の品質を規定した「JIS M 8602 石綿」の合計35規格とした。これらの規格を表1に示す。

また、表2にデータベースに登録した「建材名（一般名）」と調査した関連JISとの関係及び掲載したページを示す。

なお、これらの規格以外にもアスベストを含有する製品が存在する。

2. 使用上の注意点

取り纏めるにあたっては、アスベスト有無の判断に有効なことを考慮し、以下の要領で行った。従って、利用する場合は、これらの点に注意して判断材料として欲しい。

- (1) 記載した年代は、一部を除いて「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で石綿含有製品が市販された時代とした。
- (2) 記載項目は、石綿の有無を判断するために有効な項目に絞り込んだ。
- (3) 「表示項目」について、製品に必ず行うものを記載したが、送り状などで代替できる項目については記載していない。
- (4) JISが改正された場合でも、記載した項目に変更がない場合は、改正年だけを記した。
- (5) 文章はJIS通りではなく、簡潔にまとめた部分もある。
- (6) 年代により、ひらがな表記、カタカナ表記等があるが、原則として基の規格の表記によった。

3. JISの規定内容と製品との関係について

JISでは各項目が規定されているが、以下の理由で数値等が異なる場合があるので注意すること。

- (1) 石綿の配合割合が規定されている場合があるが、これは配合設計時値であり、製造時や経年変化による化学変化のために石綿の含有量が変化することがある。石綿の定量分析値の判断においては、これらのことも考慮すること。
- (2) 厚さ、寸法が規定されている場合があるが、JIS品と同材質で規格値以外の厚さや寸法の製品が販売あるいは現場加工されている場合がある。

表1 掲載したJIS規格

JIS A 5301	水道用石綿セメント管	JIS A 5430	繊維強化セメント板
JIS A 5403	石綿スレート	JIS A 5705	ビニル系床材
JIS A 5405	石綿セメント円筒	JIS A 6301	吸音材料
JIS A 5408	防火石綿セメント板	JIS A 6302	吸音用あなあき石綿セメント板
JIS A 5410	石綿セメント板	JIS A 6307	ロックウール化粧吸音板
JIS A 5413	石綿セメントパーライト板	JIS A 9502	石綿保温材
JIS A 5414	パルプセメント板	JIS A 9503	けいそう土保温材
JIS A 5418	石綿セメントけい酸カルシウム板	JIS A 9510	無機多孔質保温材
JIS A 5420	化粧パルプセメント板	JIS A 9512	はっ水性パーライト保温材
JIS A 5421	化粧石綿セメント板	JIS A 5441	押出成型セメント板
JIS A 5422	窯業系サイディング	JIS A 5536	床仕上げ材用接着剤
JIS A 5423	住宅屋根用化粧スレート	JIS A 5707	ビニル床シート
JIS A 5424	住宅石綿セメントけい酸カルシウム板	JIS A 6901	せっこうボード製品
JIS A 5425	合板補強石綿セメント板	JIS A 6911	化粧せっこうボード
JIS A 5426	スレート・木毛セメント積層板	JIS A 6913	強化せっこうボード (GB-F)
JIS A 5427	パルプセメントパーライト板	JIS A 6921	壁紙
JIS A 5428	化粧パルプセメントパーライト板	JIS M 8602	石綿
JIS A 5429	スラグ・せっこう系セメント板		

表2 データベース登録「建材名（一般名）」と関連JISとの関係

区分	建材名（一般名）	関連JIS	ページ
吹付け材	吹付け石綿	—	—
	石綿含有吹付けロックウール	—	—
	湿式石綿含有吹付け材	—	—
	石綿含有吹付けパーミキュライト	—	—
	石綿含有吹付けパーライト	—	—
保温材・ 断熱材・ 耐火被覆材	石綿含有けいそう土保温材	JIS A 9503 けいそう土保温材（廃止）	4
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	JIS A 9510 無機多孔質保温材	6
	石綿含有パーミキュライト保温材	—	8
	石綿含有パーライト保温材	JIS A 9512 はっ水性パーライト保温材（廃止⇒A9510）	—
	石綿保温材	JIS A 9502 石綿保温材（廃止）	10
	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	(JIS A 5430 繊維強化セメント板…無石綿品)	16
	石綿含有耐火被覆板	—	—
	屋根用折板石綿断熱材	—	—
その他の 石綿含有建材 (成形板等)	石綿含有スレートボード ・フレキシブル板	JIS A 5403 石綿スレート（廃止⇒A5430）	17
		JIS A 5408 防火石綿セメント板（廃止）	24
		JIS A 5410 石綿セメント板（廃止⇒A5403⇒A5430）	25
	石綿含有スレートボード・平板	JIS A 5413 石綿セメントパーライト板（廃止⇒A5430）	27
	石綿含有スレートボード・軟質板	JIS A 5421 化粧石綿セメント板（廃止⇒A5403⇒A5430）	30
	石綿含有スレートボード ・軟質フレキシブル板	JIS A 5425 合板補強石綿セメント板（廃止）	32
		JIS A 5426 スレート・木毛セメント積層板（廃止）	34
	石綿含有スレートボード・その他	JIS A 5429 スラグせっこう系セメント板（廃止⇒A5430）	37
	石綿含有パーライト板	JIS A 5430 繊維強化セメント板	38
	石綿含有スラグせっこう板	JIS A 6301 吸音材料	61
		JIS A 6302 吸音用あなあき石綿セメント板（廃止⇒A6301）	43

区分	建材名（一般名）	関連 J I S	ページ
その他の 石綿含有建材 (成形板等)	石綿含有パルプセメント板	JIS A 5414 パルプセメント板	44
		JIS A 5420 化粧パルプセメント板（廃止⇒A5414）	47
		JIS A 5427 パルプセメントパーライト板（廃止⇒A5414）	48
		JIS A 5428 化粧パルプセメントパーライト板（廃止⇒5414）	49
	石綿含有押出成形セメント板	JIS A 5441 押出成型セメント板	50
	石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種	JIS A 5418 石綿セメントけい酸カルシウム板（廃止⇒A5430）	51
		JIS A 5424 化粧石綿セメントけい酸カルシウム板（廃止⇒A5418⇒A5430）	54
		JIS A 5430 繊維強化セメント板	38
	石綿含有ロックウール吸音天井板	JIS A 6301 吸音材料	61
		JIS A 6307 ロックウール化粧吸音板（廃止⇒A6301）	56
	石綿含有石膏ボード	JIS A 6901 せっこうボード製品	57
		JIS A 6911 化粧せっこうボード（廃止⇒A6911）	59
		JIS A 6913 強化せっこうボード（廃止⇒A6901）	60
		JIS A 6301 吸音材料	61
	石綿含有その他パネル・ボード	—	—
	石綿含有壁紙	JIS A 6921 壁紙	64
	石綿含有ビニル床タイル	JIS A 5705 ビニル系床材	65
		JIS A 5707 ビニル床シート	67
	石綿含有ビニル床シート	JIS A 5536 床仕上げ材用接着剤	68
	石綿含有けい酸カルシウム床材	—	—
	石綿含有ソフト巾木	—	—
	石綿含有住宅屋根用化粧スレート	JIS A 5423 住宅屋根用化粧スレート	69
	石綿含有ルーフィング	—	—
	石綿含有窯業系サイディング	JIS A 5422 窯業系サイディング	70
	石綿含有建材複合金属系サイディング	—	—
	石綿含有スレート波板・大波 石綿含有スレート波板・小波 石綿含有スレート波板・その他	JIS A 5403 石綿スレート（廃止⇒A5430）	17
		JIS A 5430 繊維強化セメント板	38
	石綿セメント管	JIS A 5301 水道用石綿セメント管（廃止）	72
	石綿セメント円筒	JIS A 5405 石綿セメント円筒（廃止）	74
石綿発泡体	—	—	

☆保温材・断熱材・耐火被覆材

(1) 石綿含有けいそう土保温材に関する J I S (JIS A 9503) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 9503
規格名称	ケイソウ土保温材、けいそう土保温材
履歴	1952-09-04 制定 1955-08-25 改正 (規格名称「ケイソウ土保温材」) 1958-08-25 改正 1961-11-01 改正 (規格名称を「けいそう土保温材」へ変更) 1965-05-01 改正 1969-10-01 改正 1974-01-01 改正 1977-03-01 改正 1990-07-01 廃止

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1952 (制定)	(不明)	(規格票がないため不明)
1955 (改正)	種類	1) 石綿入ケイソウ土保温材… 1号、2号 2) スサ入ケイソウ土保温材… 1号、2号
	原料	1) 原料…ケイソウ土乾燥粉末および石綿繊維または麻スサ 2) 繊維の含有率…石綿入りケイソウ土保温材 石綿 3.0%以上 スサ入りケイソウ土保温材 スサ 3.0%以上
	かさ比重	1) 石綿入ケイソウ土保温材 1号 0.50 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 2) 石綿入ケイソウ土保温材 2号 0.60 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 3) スサ入ケイソウ土保温材 1号 0.50 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 4) スサ入ケイソウ土保温材 2号 0.60 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後)
	JIS マーク	あり
1958 (改正)	種類	1) 石綿入ケイソウ土保温材… 1号、2号 2) スサ入ケイソウ土保温材… 1号、2号
	原料	1) ケイソウ土乾燥粉末および長さ 5cm 以上の石綿繊維または麻スサ 2) 繊維の含有率…石綿入りケイソウ土保温材 石綿 1.5%以上 スサ入りケイソウ土保温材 スサ 1.5%以上
	かさ比重	1) 石綿入ケイソウ土保温材 1号 0.50 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 2) 石綿入ケイソウ土保温材 2号 0.60 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 3) スサ入ケイソウ土保温材 1号 0.50 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 4) スサ入ケイソウ土保温材 2号 0.60 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後)
	JIS マーク	あり

JIS 規定内容の変遷

1961 (改正)	種類	1) 石綿入りけいそう土保温材… 1号、2号 2) すさ入りけいそう土保温材… 1号、2号
	原料	1) けいそう土乾燥粉末および長さ 5cm 以上の石綿繊維または麻スサ 2) 繊維の含有率…石綿入りけいそう土保温材 石綿 1.5%以上 すさ入りけいそう土保温材 すさ 1.5%以上
1969 (改正)	かさ比重	1) 石綿入りけいそう土保温材 1号 0.50 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 2) 石綿入りけいそう土保温材 2号 0.60 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 3) すさ入りけいそう土保温材 1号 0.50 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 4) すさ入りけいそう土保温材 2号 0.60 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後)
	JIS マーク	あり
1974 (改正)	種類	けいそう土保温材 1号、2号
	原料	1) 原料…けいそう土乾燥粉末および石綿繊維 2) 繊維の含有率…石綿 1.5%以上
1977 (改正)	密度	1) けいそう土保温材 1号 0.50 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後) 2) けいそう土保温材 2号 0.60 g/cm ³ 以下 (水練乾燥後)
	JIS マーク	あり

(2) 石綿含有けい酸カルシウム保温材に関する J I S (JIS A 9510) の変遷

JIS 変遷の概要

規格番号	JIS A 9510
規格名称	ケイ酸カルシウム保温材、 <u>けい酸</u> カルシウム保温材、無機多孔質保温材
履歴	1955-09-22 制定 (規格名称「ケイ酸カルシウム保温材」) 1958-08-25 改正 1961-11-01 改正 (規格名称を「 <u>けい酸</u> カルシウム保温材」へ変更) 1965-05-01 改正 1969-10-01 改正 1974-01-01 改正 1977-03-01 改正 1984-02-01 改正 1989-09-01 改正 1995-05-01 改正 (規格名称を「 <u>無機多孔質</u> 保温材」へ変更) 2001-03-20 改正

JIS 規定内容の変遷

制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容※ ¹⁾
1955 (制定) 1958 (改正)	種類	1) ケイ酸カルシウム保温板… 1号、2号 2) ケイ酸カルシウム保温筒… 1号、2号
	原料	1) 原料…ケイ酸質粉末、石灰、石綿繊維 2) 石綿…3.0～15.0 重量% 3) 有機繊維…使用不可 4) その他…周囲に布または紙を貼ることは可
	かさ比重	1) 保温板 1号、保温筒 1号…0.22g/cm ³ 以下 2) 保温板 2号、保温筒 2号…0.35g/cm ³ 以下
	JIS マーク	なし
1961 (改正) 1965 (改正)	種類	1) けい酸カルシウム保温板… 1号、2号 2) けい酸カルシウム保温筒… 1号、2号
	原料	1) 原料…けい酸質粉末、石灰、石綿繊維 2) 石綿…3～15 重量% 3) 有機繊維…使用不可 4) その他…周囲に布または紙を貼ることは可
	かさ比重	1) 保温板 1号、保温筒 1号…0.22g/cm ³ 以下 2) 保温板 2号、保温筒 2号…0.35g/cm ³ 以下
	JIS マーク	なし
1969 (改正)	種類	1) けい酸カルシウム保温板 2) けい酸カルシウム保温筒
	原料	1) 原料…けい酸質粉末、石灰、石綿繊維 2) 石綿…3～15 重量% 3) 有機繊維…使用不可 4) その他…周囲に布または紙を貼ることは可

JIS 規定内容の変遷（続き）

1969 (改正) (続き)	密度	0.22 g/cm ³ 以下
	JIS マーク	あり
1974 (改正) 1977 (改正)	種類	1) けい酸カルシウム保温板… 1 号、2 号 2) けい酸カルシウム保温筒… 1 号、2 号
	原料	けい酸質粉末、石灰および石綿繊維
	密度	1) 保温板 1 号、保温筒 1 号…0.28g/cm ³ 以下 2) 保温板 2 号、保温筒 2 号…0.22g/cm ³ 以下
	JIS マーク	あり
1984 (改正)	種類	1) 保温板… 1 号-13、1 号-22、2 号-17、2 号-22 2) 保温筒… 1 号-13、1 号-22、2 号-17、2 号-22、
	原料	けい酸質粉末、石灰、補強繊維 ^{注1)} など 注 1) 有機質繊維は、けい酸質粉末、石灰および無機質繊維の合計質量に対して 6% 以内
	密度	1) 保温板 1 号-13、保温筒 1 号-13 : 130kg/m ³ 以下 2) 保温板 2 号-17、保温筒 2 号-17 : 170kg/m ³ 以下 3) 保温板 1 号-22、保温筒 1 号-22 保温板 2 号-22、保温筒 2 号-22 : 220kg/m ³ 以下
	JIS マーク	あり

* 1984 年の改正で原料から“石綿繊維”の規定がなくなった。

(データベースでは、1984 年以降は石綿含有製品なし)

(3) 石綿含有パーライト保温材に関する J I S (JIS A 9512) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 9512
規格名称	パーライト保温材、はっ水性パーライト保温材
履歴	1964-04-01 制定 (規格名称「パーライト保温材」) 1969-10-01 改正 1978-03-01 改正 1979-02-01 改正 1984-02-01 改正 (規格名称を「はっ水性パーライト保温材」へ変更) 1989-09-01 改正 1995-05-01 廃止 (→JIS A 9510 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1964 (制定)	種類	1) パーライト保温板… 1 号、2 号 2) パーライト保温筒… 1 号、2 号
	原料	1)原料…パーライト (JIS A 5007)、接着剤、石綿繊維又は無機質繊維 2)石綿繊維又は無機質繊維…3～15 重量% 3)その他…周囲に布または紙を用いることは可
	かさ比重	1) 保温板 1 号、保温筒 1 号…0.20g/cm ³ 以下 2) 保温板 2 号、保温筒 2 号…0.30g/cm ³ 以下
	JIS マーク	あり
1969 (改正) 1978 (改正)	種類	1) パーライト保温板… 1 号、2 号 2) はっ水性パーライト保温板… 1 号、2 号 3) パーライト保温筒… 1 号、2 号 4) はっ水性パーライト保温板… 1 号、2 号
	原料	1)原料…パーライト (JIS A 5007)、接着剤、石綿繊維又は無機質繊維 2)石綿繊維又は無機質繊維…3～15 重量% 3)その他…周囲に布または紙を用いることは可、はっ水性処理品あり
	密度	1) (はっ水性) 保温板 1 号、(はっ水性) 保温筒 1 号…0.20g/cm ³ 以下 2) (はっ水性) 保温板 2 号、(はっ水性) 保温筒 2 号…0.30g/cm ³ 以下
	JIS マーク	あり
1979 (改正)	種類	1) パーライト保温板… 1 号、2 号 2) はっ水性パーライト保温板… 1 号、2 号 3) パーライト保温筒… 1 号、2 号 4) はっ水性パーライト保温板… 1 号、2 号
	原料	1)原料…パーライト (JIS A 5007)、接着剤、石綿繊維又は無機質繊維 2)石綿繊維又は無機質繊維…3～15 重量% 3)その他…周囲に布または紙を用いることは可、はっ水性処理品あり
	密度	1) (はっ水性) 保温板 1 号、(はっ水性) 保温筒 1 号…200kg/m ³ 以下 2) (はっ水性) 保温板 2 号、(はっ水性) 保温筒 2 号…300kg/m ³ 以下
	JIS マーク	あり

JIS 規定内容の変遷（続き）

1984 (改正)	種類	1) 保温板… 1号、2号 2) 保温筒… 1号、2号
	原料	1) 原料…JIS A 5007 に規定するパーライト、接着剤および無機質繊維 2) 無機質繊維… 1～5 重量%
	密度	1) 保温板 1号、保温筒 1号…200kg/m ³ 以下 2) 保温板 2号、保温筒 2号…180 kg/m ³ 以下
	JIS マーク	あり

*1984 年の改正で原料から“石綿繊維”の規定がなくなり、データベースにおいても、石綿含有製品は 1983 年までしか登録されていないため、これ以降の改正は省略した。

(4) 石綿保温材に関する J I S (JIS A 9502) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 9502
規格名称	石綿保温材
履歴	1952-09-04 制定 1955-08-25 改正 (規格名称「石綿保温材」) 1958-08-25 改正 1961-11-01 改正 1965-05-01 改正 1969-10-01 改正 1974-01-01 改正 1977-03-01 改正 1979-02-01 改正 1984-02-01 改正 1989-02-01 廃止

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容*1)
1952 (制定)	(不明)	(規格票がないため不明)
1955 (改正)	種類	1) 石綿保温板… 1号、2号、石綿保温筒… 1号、2号 2) 石綿波形保温板および石綿波形保温筒 3) 石綿板 (アスベスト ミルボード) 4) 石綿保温ヒモ 5) 石綿布団… 1号、2号
	原料 構成	1) 石綿保温板および石綿保温筒 ・原料…石綿 ^{注)} 、接着材 注) 石綿保温板 1号、石綿保温筒 1号…クリソタイル石綿 石綿保温板 2号、石綿保温筒 2号…アモサイト石綿 ・その他…周囲に布または紙をはることは可、有機性繊維の含有不可 2) 石綿波形保温板および石綿波形保温筒 ・構成…石綿紙(石綿が主材)を2層以上に積層 ・その他…周囲に布または紙をはることは可 3) 石綿板 (アスベストミルボード) ・原料…JIS R 3454 (石綿板) の規定による石綿紙 4) 石綿保温ヒモ ・構成…石綿を統一に編んだ外皮の中に石綿繊維を充テンしたもの 5) 石綿布団 ・構成…石綿布を外皮 ^{注)} とし、石綿繊維を中綿とした布団 中綿のずれ防止に黄銅線入石綿糸を使用

JIS 規定内容の変遷 (続き)

<p>1955 (改正) (続き)</p>	<p>原料 構成</p>	<p>注) 1号: 熱面外皮…JIS R 3451 (石綿布) に規定する AA4 種 外面外皮および側面…AA7 種 2号: 熱面外皮…JIS H 6102 (非鉄金属) に規定する青銅製 33番 14メッシュ以下の金網 外面外皮および側面…AA7 種 ・その他…中綿に有機性繊維あるいは粉末状物質の混入は不可</p>
	<p>かさ比重</p>	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒 a) 石綿保温板 1号及び石綿保温筒 1号 ・厚さ 25mm 以上: 0.22g/cm³ 以上 0.35 g/cm³ 未満 ・厚さ 20mm 以下: 0.25g/cm³ 以上 0.40 g/cm³ 未満 b) 石綿保温板 2号及び石綿保温筒 2号 ・厚さ 25mm 以上: 0.18g/cm³ 以上 0.30 g/cm³ 未満 ・厚さ 20mm 以下: 0.22g/cm³ 以上 0.35 g/cm³ 未満 2) 石綿波形保温板および石綿波形保温筒: 0.17g/cm³ 以下 3) 石綿板 (アスベストミルボード): 規定なし 4) 石綿保温ヒモ ・外形 15~20mm: 0.45g/cm³ 以下 (外皮を含む) ・外形 25~30mm: 0.40g/cm³ 以下 (外皮を含む) ・外形 35mm 以上: 0.35g/cm³ 以下 (外皮を含む) 5) 石綿布団 中綿: 0.18g/cm³ 以上 0.33 g/cm³ 未満</p>
	<p>JIS マーク</p>	<p>なし</p>
<p>1958 (改正)</p>	<p>種類</p>	<p>1) 石綿保温板… 1号、2号、石綿保温筒… 1号、2号 2) 石綿波形保温板および石綿波形保温筒 3) 石綿保温ヒモ 4) 石綿フトン… 1号、2号</p>
	<p>原料 構成</p>	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒 ・原料…石綿^{注)}、接着材 注) 石綿保温板 1号、石綿保温筒 1号…クリソタイル石綿 石綿保温板 2号、石綿保温筒 2号…アモサイト石綿 ・その他…周囲に布または紙をはることは可 2) 石綿波形保温板および石綿波形保温筒、有機性繊維の含有不可 ・構成…石綿紙(石綿が主材)を 2層以上に積層 ・その他…周囲に布または紙をはることは可 3) 石綿保温ヒモ ・構成…石綿を統一に編んだ外皮の中に石綿繊維を充テンしたもの 4) 石綿フトン ・構成…石綿布を外皮^{注)}とし、石綿繊維を中綿とした布団 中綿のずれ防止に黄銅線入石綿糸を使用 注) 1号: 熱面外皮…JIS R 3451 (石綿布) に規定する AA4 種 外面外皮および側面…AA7 種 2号: 熱面外皮…JIS H 6102 (非鉄金属) に規定する青銅製 33番 14メッシュ以下の金網 外面外皮および側面…AA7 種 ・その他…中綿に、有機性繊維あるいは粉末状物質の混入は不可</p>

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1958 (改正) (続き)	かさ比重	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒</p> <p>a) 石綿保温板 1 号及び石綿保温筒 1 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚さ 25mm 以上 : 0.22g/cm³ 以上 0.35 g/cm³ 未満 ・ 厚さ 20mm 以下 : 0.25g/cm³ 以上 0.40 g/cm³ 未満 <p>b) 石綿保温板 2 号及び石綿保温筒 2 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚さ 25mm 以上 : 0.18g/cm³ 以上 0.30 g/cm³ 未満 ・ 厚さ 20mm 以下 : 0.22g/cm³ 以上 0.35 g/cm³ 未満 <p>2) 石綿保温板および石綿波形保温筒 0.17g/cm³ 以下</p> <p>3) 石綿保温ヒモ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外形 15、20mm : 0.45g/cm³ 以下 (外皮を含む) ・ 外形 25、30mm : 0.40g/cm³ 以下 (外皮を含む) ・ 外形 35mm 以上 : 0.35g/cm³ 以下 (外皮を含む) <p>4) 石綿フトン</p> <p>中綿のかさ比重 : 0.18g/cm³ 以上 0.33 g/cm³ 未満</p>
	JIS マーク	なし
1961 (改正)	種類	<p>1) 石綿保温板… 1 号、2 号、石綿保温筒… 1 号、2 号</p> <p>2) 石綿保温ヒモ</p> <p>3) 石綿ふとん… 1 号、2 号</p>
	原料構成	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料…石綿^{注)}、接着材 注) 石綿保温板 1 号、石綿保温筒 1 号…クリソタイル石綿 石綿保温板 2 号、石綿保温筒 2 号…アモサイト石綿 ・ その他…周囲に布または紙をはることは可、有機性繊維の含有不可 <p>2) 石綿保温ひも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成…石綿を整一に編んだ外皮の中に石綿繊維を充てんしたもの <p>3) 石綿ふとん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構成…石綿布を外皮^{注)}とし、石綿繊維を中綿とした布団 中綿のずれ防止に黄銅線入石綿糸を使用 注) 1 号 : 熱面外皮…JIS R 3451 (石綿布) に規定する AA4 種 外面外皮および側面…AA7 種 2 号 : 熱面外皮…JIS H 6102 (非鉄金属) に規定する青銅製 33 番 14 メッシュ以下の金網 ・ その他…中綿に、有機性繊維あるいは粉末状物質の混入は不可
	かさ比重	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒</p> <p>a) 石綿保温板 1 号及び石綿保温筒 1 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚さ 25mm 以上 : 0.22g/cm³ 以上 0.35 g/cm³ 未満 ・ 厚さ 20mm 以下 : 0.25g/cm³ 以上 0.40 g/cm³ 未満 <p>b) 石綿保温板 2 号及び石綿保温筒 2 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚さ 25mm 以上 : 0.18g/cm³ 以上 0.30 g/cm³ 未満 ・ 厚さ 20mm 以下 : 0.22g/cm³ 以上 0.35 g/cm³ 未満 <p>2) 石綿保温ひも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外形 15、20mm : 0.45g/cm³ 以下 (外皮を含む) ・ 外形 25、30mm : 0.40g/cm³ 以下 (外皮を含む) ・ 外形 35mm 以上 : 0.35g/cm³ 以下 (外皮を含む)

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1961 (改正) (続き)	かさ比重	3) 石綿布団 中綿のかさ比重 : 0.18g/cm ³ 以上 0.33 g/cm ³ 未満
	JIS マーク	なし
1965 (改正)	種類	1) 石綿保温板… 1号、2号、石綿保温筒… 1号、2号 2) 石綿保温ヒモ 3) 石綿ふとん… 1号、2号
	原料 構成	1) 石綿保温板および石綿保温筒 ・原料…石綿 ^{注)} 、接着材 注) 石綿保温板 1号、石綿保温筒 1号…クリソタイル石綿 石綿保温板 2号、石綿保温筒 2号…アモサイト石綿 ・その他…周囲に布または紙をはることは可、有機性繊維の含有不可 2) 石綿保温ひも ・構成…石綿を統一に編んだ外皮の中に石綿繊維を充てんしたもの 3) 石綿ふとん ・構成…石綿布を外皮 ^{注)} とし、石綿繊維を中綿とした布団 中綿のずれ防止に黄銅線入石綿糸を使用 ・その他…中綿に、有機性繊維あるいは粉末状物質の混入は不可
	かさ比重	1) 石綿保温板および石綿保温筒 a) 石綿保温板 1号及び石綿保温筒 1号 ・厚さ 25mm 以上 : 0.22g/cm ³ 以上 0.35 g/cm ³ 未満 ・厚さ 20mm 以下 : 0.25g/cm ³ 以上 0.40 g/cm ³ 未満 b) 石綿保温板 2号及び石綿保温筒 2号 ・厚さ 25mm 以上 : 0.18g/cm ³ 以上 0.30 g/cm ³ 未満 ・厚さ 20mm 以下 : 0.22g/cm ³ 以上 0.35 g/cm ³ 未満 2) 石綿保温ひも ・外形 15、20mm : 0.45g/cm ³ 以下 (外皮を含む) ・外形 25、30mm : 0.40g/cm ³ 以下 (外皮を含む) ・外形 35mm 以上 : 0.35g/cm ³ 以下 (外皮を含む) 3) 石綿ふとん 中綿のかさ比重 : 0.18g/cm ³ 以上 0.33 g/cm ³ 未満
JIS マーク	なし	
1969 (改正)	種類	1) 石綿保温板… 1号、2号、石綿保温筒… 1号、2号 2) 石綿保温ヒモ 3) 石綿ふとん… 1号、2号
	原料 構成	1) 石綿保温板および石綿保温筒 ・原料…石綿 ^{注)} 、接着材 注) 石綿保温板 1号、石綿保温筒 1号…クリソタイル石綿 石綿保温板 2号、石綿保温筒 2号…アモサイト石綿 ・その他…周囲に布または紙をはることは可、有機性繊維の含有不可 2) 石綿保温ひも ・構成…石綿を統一に編んだ外皮の中に石綿繊維を充てんしたもの

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1969 (改正) (続き)	原料 構成	<p>3) 石綿ふとん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成…石綿布を外皮^{注)}とし、石綿繊維を中綿とした布団 中綿のずれ防止に黄銅線入石綿糸を使用 注) 1号：熱面外皮は JIS R 3451 (石綿布) に規定する AA4 種、外面外皮は AA7 種、側面は外面外皮と同じ。 2号：熱面外皮は JIS H 6102 (非鉄金属) に規定する青銅製 33 番 14 メッシュ以下の金網、外面外皮は AA7 種、側面は外面外皮と同じ。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他…中綿に、有機性繊維あるいは粉末状物質の混入は不可
	密度	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒</p> <p>a) 石綿保温板 1 号及び石綿保温筒 1 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ 25mm 以上：0.22g/cm³ 以上 0.35 g/cm³ 未満 ・厚さ 20mm 以下：0.25g/cm³ 以上 0.40 g/cm³ 未満 <p>b) 石綿保温板 2 号及び石綿保温筒 2 号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ 25mm 以上：0.18g/cm³ 以上 0.30 g/cm³ 未満 ・厚さ 20mm 以下：0.22g/cm³ 以上 0.35 g/cm³ 未満 <p>2) 石綿保温ひも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外形 15、20mm：0.45g/cm³ 以下 (外皮を含む) ・外形 25、30mm：0.40g/cm³ 以下 (外皮を含む) ・外形 35mm 以上：0.35g/cm³ 以下 (外皮を含む) <p>3) 石綿布団</p> <p>中綿のかさ比重：0.18g/cm³ 以上 0.33 g/cm³ 未満</p>
	JIS マーク	なし
1974 (改正) 1977 (改正)	種類	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒</p> <p>2) 石綿保温ひも… 1 号、2 号</p> <p>3) 石綿布団… 1 号、2 号、3 号</p>
	原料 構成	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原料…アモサイト、接着材 ・その他…周囲に布または紙をはることは可、有機性繊維の含有不可 <p>2) 石綿保温ひも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成…石綿(糸)を統一に編んだ外皮の中に中綿^{注)}を充てんしたもの 注) 1号 石綿繊維、2号 ロックウール、3号 グラスウール <p>3) 石綿ふとん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成…外皮：JIS R 3451 に規定する 4 種 AAA 級の石綿布 中綿：1号 石綿繊維 (アモサイト) 2号 JIS A 9504 (ロックウール保温材) に規定する 1 号又は 2 号のロックウール、ロックウールフェルト、ロックウール保温板 3号 JIS A 9505 (グラスウール保温材) に規定するグラスウール 綴じ糸：JIS R 3450 に規定する 1 種又は 2 種の AAA 級石綿糸 <ul style="list-style-type: none"> ・その他…中綿には有機繊維又は粉末状物質の混入不可

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1974 (改正) (続き)	密度	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒 : 0.30 g/cm³ 以下</p> <p>2) 石綿保温ひも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外形 15~20mm : 0.45g/cm³ 以下 ・外形 25~30mm : 0.40g/cm³ 以下 ・外形 35mm 以上 : 0.35g/cm³ 以下 <p>3) 石綿ふとん : 中綿の密度 : 0.33 g/cm³ 以下</p>
	JIS マーク	なし
1979 (改正) 1984 (改正)	種類	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒</p> <p>2) 石綿保温ひも… 1号、2号</p> <p>3) 石綿布団… 1号、2号、3号</p>
	原料 構成	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原料…アモサイト、接着材 ・その他…周囲に布または紙をはることは可、有機性繊維の含有不可 <p>2) 石綿保温ひも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成…石綿(糸)を統一に編んだ外皮の中に中綿^{注)}を充てんしたもの 注) 1号 石綿繊維、2号 ロックウール <p>3) 石綿ふとん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成…外皮 : JIS R 3451 に規定する 4 種 AAA 級の石綿布 中綿 : 1号 石綿繊維 (アモサイト) 2号 JIS A 9504 に規定する 1号又は2号のロックウール、 ロックウールフェルト、ロックウール保温板 3号 JIS A 9505 に規定するグラスウール 綴じ糸 : JIS R 3450 に規定する 1 種又は 2 種の AAA 級石綿糸 ・その他…中綿には有機繊維又は粉末状物質の混入不可
	密度 (1979) かさ比重 (1984)	<p>1) 石綿保温板および石綿保温筒 300kg/m³ 以下</p> <p>2) 石綿保温ひも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外形 15、20mm : 450kg/m³ 以下 (外皮を含む) ・外形 25、30mm : 400kg/m³ 以下 (外皮を含む) ・外形 35mm 以上 : 350kg/m³ 以下 (外皮を含む) <p>3) 石綿布団 中綿は 330kg/m³ 以下</p>
	JIS マーク	なし

(5) 石綿含有けい酸カルシウム板第二種に関する J I S (JIS A 5430) の変遷

石綿含有けい酸カルシウム第二種は、1995 年に JIS A 5430 けい酸カルシウム板タイプ 3 として初めて J I S として規定されたが、原料に「石綿以外」と記載されており、J I S 製品として石綿含有製品は製造されていない。

☆その他石綿含有建材（成形板等）

◎石綿含有スレートボード等に関する J I S の変遷

石綿含有スレートボード等に関する J I S には、JIS A 5403（石綿スレート）、JIS A 5408（防火石綿セメント板）、JIS A 5410（石綿セメント板）、JIS A 5413（石綿セメントパーライト板）、JIS A 5421（化粧石綿セメント板）、JIS A 5425（合板補強石綿セメント板）、JIS A 5426（スレート・木毛セメント積層板）、JIS A 5429（スラグせっこう系セメント板）、JIS A 5430（繊維強化セメント板）、JIS A 6301（吸音材料）及び JIS A 6302（吸音用あなあき石綿セメント板）がある。これらの規格では、規格の統合・分割や一つの規格で数種類の製品を規定している例がある。

(6) 石綿スレートに関する J I S (JIS A 5403) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5403
規格名称	石綿スレート、波形石綿スレート、石綿スレート
履歴	1950-02-13 制定 (規格名称「石綿スレート」) 1951-12-19 改正 1954-12-18 改正 1957-12-18 改正 (規格名称「 <u>波形石綿スレート</u> 」へ変更) 1960-12-01 改正 1964-06-01 改正 1967-02-01 改正 1970-05-01 改正 (規格名称「 <u>石綿スレート</u> 」へ変更) 1974-04-01 改正 1978-03-01 改正 1980-03-01 改正 1983-06-01 改正 1989-04-01 改正 (JIS A 5421 を統合) 1995-01-01 廃止 (→JIS A 5430 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1950 (制定)	種類 厚さ	1) 小波板：8 (mm) 2) 大波板：8 (mm) 3) 小平板：4、6 (mm) 4) 大平板：6、7.5 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) セメントと繊維物質との標準割合（重量比）…86：14 3) 代替繊維…石綿重量の 1/2 以下
	かさ比重	規定なし
	表示	記載なし
	JIS マーク	なし

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1951 (改正)	種類 厚さ	1) 小波板 : 8 (mm) 2) 大波板 : 8 (mm) 3) 小平板 : 4、6 (mm) 4) 大平板 : 5、6.5、8 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) セメントと繊維物質との標準割合 (重量比) …86 : 14 3) 代替繊維…石綿重量の 30%以下
	かさ比重	規定なし
	表示	1) 製造工場名又は略号 2) 製造年月日
	JIS マーク	あり
1954 (改正)	種類 厚さ	1) 小波板 : 6.5 (mm) 2) 大波板 : 6.5 (mm) 3) 小平板 : 4、6 (mm) 4) 大平板 : 4.5、6、9 (mm) 5) フレキシブル板 : 2、3、4、5 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) セメントと石綿との標準割合 (重量比) ・波板、平板…86 : 14 ・フレキシブル板…68 : 32 3) 代替繊維…石綿重量の 30%以下
	かさ比重	規定なし
	表示	1) 製造工場名又は略号 2) 製造年月日
	JIS マーク	あり
1957 (改正)	種類 厚さ	1) 小波板 : 6.5 (mm) 2) 5.5 山大波板 : 6.5 (mm) 3) 7.5 山大波板 : 6.5 (mm) 4) リブ波板 : 6.5 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) セメントと石綿との標準割合 (重量比) …85 : 15 3) 代替繊維…石綿重量の 30%以下
	かさ比重	規定なし
	表示	1) 製造工場名又は略号 2) 成形年月日
	JIS マーク	あり
1960 (改正)	種類 厚さ	1) 小波板 : 6.5 (mm) 2) 5.5 山大波板 : 6.5 (mm) 3) 7.5 山大波板 : 6.5 (mm) 4) リブ波板 : 6.5 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) 石綿…JIS M 8602 に規定するもの 3) セメントと石綿 (5R) との標準割合 (重量比) …85 : 15 4) 有機繊維…セメントと石綿との合計重量の 3%以内
	かさ比重	規定なし

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1960 (改正) (続き)	表示	1) 製造工場名又は略号 2) 成形年月日
	JIS マーク	あり
1964 (改正)	種類 厚さ	1) 小波板 (63 波) : 6.5 (mm) 2) 大波板 (130 波) : 6.5 (mm) 3) リブ波板 : 6.5 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) 石綿…JIS M 8602 に規定するもの 3) セメントと石綿 (5R) との標準割合 (重量比) …85 : 15 4) 有機繊維…セメントと石綿との合計重量の 3%以内
	かさ比重	・規定なし
	表示	1) 製造工場名又は略号 2) 成形年月日
	JIS マーク	あり
1967 (改正)	種類 厚さ	1) 小波 (63 波) : 6.3 (mm) 2) 大波 (130 波) : 6.3 (mm) 3) リブ波 : 6.3 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) 石綿…JIS M 8602 に規定するもの 3) セメントと石綿 (5R) との標準割合 (重量比) …85 : 15 4) 有機繊維など…セメントと石綿との合計重量の 3%以内
	かさ比重	・規定なし
	表示	1) 製造業者名又はその略号 2) 成形年月日
	JIS マーク	あり
1970 (改正)	種類 厚さ	1) 波形石綿スレート (波板) ・ 小波 (63 波) : 6.3 (mm) ・ 中波 (100 波) : 6.3 (mm) ・ 大波 (130 波) : 6.3 (mm) ・ リブ波 : 6.3 (mm) 2) 石綿セメント板 (ボード) ・ フレキシブル板 (F) : 3.2、4、5、6.3 (mm) ・ 平板 (S) : 5、6.3、8 (mm) ・ 軟質板 (N) : 4、5 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) 石綿…附属書に規定するクリソタイル石綿 3) セメントと石綿 (附属書に規定する基準石綿) との標準割合 (重量比) (アンヒボール石綿は品質に影響を与えない範囲で使用可) ・ 波板…85 : 15 ・ フレキシブル板…65 : 35 ・ 平板及び軟質板…85 : 15

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1970 (改正) (続き)	原料	4) 有機繊維など ・ 波板及び平板…セメントと石綿との合計重量の3%以内 ・ 軟質板…セメントと石綿との合計重量の4.5%以内 ・ フレキシブル板…使用不可
	かさ比重	1) 波板：なし 2) ボード (参考) ・ フレキシブル板：約 1.7 ・ 平板：約 1.5 ・ 軟質板：約 1.3
	表示	1) 製造工場名 (又は略号) 2) 成形年月日 3) フレキシブル板“F”、平板“S”、軟質板“N”
	JIS マーク	あり
1974 (改正)	種類 厚さ	1) 波形石綿スレート (波板) ・ 小波 (63 波)：6.3 (mm) ・ 中波 (100 波)：6.3 (mm) ・ 大波 (130 波)：6.3 (mm) ・ リブ波：6.3(mm) 2) 石綿セメント板 (ボード) ・ フレキシブル板 (F)：3、4、5、6 (mm) ・ 平板 (S)：5、6、8 (mm) ・ 軟質板 (N)：4、5 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) 石綿…附属書に規定するクリソタイル石綿 3) セメントと石綿 (附属書に規定する基準石綿) との標準割合 (重量比) ・ 波板…85：15 ・ フレキシブル板…65：35 ・ 平板及び軟質板…85：15 4) 有機繊維など ・ 波板及び平板…セメントと石綿との合計重量の3%以内 ・ 軟質板…セメントと石綿との合計重量4.5%以内 ・ フレキシブル板…使用不可
	かさ比重	1) 波板：なし 2) ボード (参考) ・ フレキシブル板：約 1.7 ・ 平板：約 1.5 ・ 軟質板：約 1.3
	表示	1) 製造業者名 (又は略号) 2) 成形年月日 3) ボードの種類
	JIS マーク	あり

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1978 (改正)	種類 厚さ	<ol style="list-style-type: none"> 1) 波形石綿スレート (波板) <ul style="list-style-type: none"> ・ 小波 (63 波) : 6.3 (mm) ・ 中波 (100 波) : 6.3 (mm) ・ 大波 (130 波) : 6.3 (mm) ・ リブ波 : 6.3(mm) 2) 石綿セメント板 (ボード) <ul style="list-style-type: none"> ・ フレキシブル板 (F) : 3、4、5、6 (mm) ・ 平板 (S) : 5、6、8 (mm) ・ 軟質板 (N) : 4、5 (mm)
	原料	<ol style="list-style-type: none"> 1) 主原料…セメント及び石綿 2) 石綿…附属書に規定するクリソタイル石綿 3) セメントと石綿 (附属書に規定する基準石綿) の標準割合 (重量比) <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板…85 : 15 ・ フレキシブル板…65 : 35 ・ 平板及び軟質板…85 : 15 4) 有機繊維など <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板及び平板…セメントと石綿との合計重量の 3%以内 ・ 軟質板…セメントと石綿との合計重量の 4.5%以内 ・ フレキシブル板…使用不可
	かさ比重	<ol style="list-style-type: none"> 1) 波板 : なし 2) ボード (参考) <ul style="list-style-type: none"> ・ フレキシブル板 : 約 1.7 ・ 平板 : 約 1.5 ・ 軟質板 : 約 1.3
	表示	<ol style="list-style-type: none"> 1) 製造業者名又はその略号 2) 成形年月日 3) ボードの種類
	JIS マーク	あり
1980 (改正)	種類 厚さ ボード の略号 ()内	<ol style="list-style-type: none"> 1) 波形石綿スレート (波板) <ul style="list-style-type: none"> ・ 小波 : 6.3 (mm) ・ 中波 : 6.3 (mm) ・ 大波 : 6.3 (mm) ・ リブ波 : 6.3 (mm) 2) 石綿スレート板 (ボード) <ul style="list-style-type: none"> ・ フレキシブル板 (F) : 3、4、5、6、8 (mm) ・ 軟質フレキシブル板 (NF) : 3、4、5、6 (mm) ・ 平板 (S) : 5、6 (mm) ・ 軟質板 (N) : 4 (mm)
	原料	<ol style="list-style-type: none"> 1) 主原料…セメント (けい酸質物) 及び石綿 2) 石綿…JIS M 8602 に規定するクリソタイル石綿 3) セメントと石綿との標準割合 (重量比) の参考値 <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板…85 : 15 ・ フレキシブル板…65 : 35 ・ 軟質フレキシブル板…70 : 30 ・ 平板及び軟質板…85 : 15

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1980 (改正) (続き)	原料	4) 有機質繊維…セメントと石綿の合計質量に対して以下の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・波板…3%以内 ・フレキシブル板…1.5%以内 ・軟質フレキシブル板…6%以内 ・平板…3%以内 ・軟質板…4.5%以内
	かさ比重	1) 波板：なし 2) ボード (参考) <ul style="list-style-type: none"> ・フレキシブル板：約 1.7 ・軟質フレキシブル板：約 1.6 ・平板：約 1.5 ・軟質板：約 1.3
	表示	1) 製造業者名、製造工場名 (又は略号) 2) 製造年月日 (又は略号) 3) ボードの種類 (又は略号)
	JIS マーク	あり
1983 (改正)	種類 厚さ 記号()内	1) 波形石綿スレート (波板) <ul style="list-style-type: none"> ・小波 (SC) : 6.3 (mm) ・中波 (MC) : 6.3 (mm) ・大波 (LC) : 6.3 (mm) ・リブ波 (RC) : 6.3 (mm) 2) 石綿スレート板 (ボード) <ul style="list-style-type: none"> ・フレキシブル板 (F) : 3、4、5、6、8 (mm) ・軟質フレキシブル板 (NF) : 3、4、5、6 (mm) ・平板 (S) : 5、6 (mm) ・軟質板 (N) : 4 (mm)
	原料	1) 主原料…セメント (けい酸質物) 及び石綿 2) 石綿…JIS M 8602 に規定するクリソタイル石綿 3) 有機質繊維…セメントと石綿の合計質量に対して以下の割合 <ul style="list-style-type: none"> ・波板…3%以内 ・フレキシブル板…1.5%以内 ・軟質フレキシブル板…6%以内 ・平板…3%以内 ・軟質板…4.5%以内 4) セメントと石綿との標準割合 (重量比) の参考値 <ul style="list-style-type: none"> ・波板…85 : 15 ・フレキシブル板…65 : 35 ・軟質フレキシブル板…70 : 30 ・平板・軟質板…85 : 15
	かさ比重	1) 波板：なし 2) ボード (参考) <ul style="list-style-type: none"> ・フレキシブル板：約 1.7 ・軟質フレキシブル板：約 1.6 ・平板：約 1.5 ・軟質板：約 1.3

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1983 (改正) (続き)	表示	1) 製造業者名及び工場名又はこれらの略号 2) 製造年月日又はその略号 3) ボードについてはその記号
	JIS マーク	あり
1989 (改正)	種類 厚さ 記号()	1) 表面の形状による区分 ・波形石綿スレート (波板) 小波 (SC) : 6.3 (mm) 中波 (MC) : 6.3 (mm) 大波 (SC) : 6.3 (mm) リブ波 (RC) : 6.3 (mm) ・平形石綿スレート (ボード) フレキシブル板 (F) : 3、4、5、6、8 (mm) 軟質フレキシブル板 (NF) : 3、4、5、6 (mm) 平板 (S) : 5、6 (mm) 軟質板 (N) : 4 (mm) 2) 表面化粧加工の有無による区分 ・普通化粧スレート : 化粧加工を施さないもの (記号なし) ・化粧石綿スレート : 表面に化粧加工したもの 外装用 (OD)、内装用 (ID)
	原料	1) 主原料…セメント (けい酸質物) 及び石綿 2) 石綿…主としてクリソタイル 3) 有機質繊維…セメントと石綿の合計質量に対して ・波板…3%以内 ・フレキシブル板…1.5%以内 ・軟質フレキシブル板…6%以内 ・平板…3%以内 ・軟質板…4.5%以内
	かさ比重	1) 波板 : なし 2) ボード (参考) ・フレキシブル板 : 約 1.7 ・軟質フレキシブル板 : 約 1.6 ・平板 : 約 1.5 ・軟質板 : 約 1.3
	表示	1) 種類の記号 (波板は省略可) 2) 製造業者名又はその略号 3) 製造年月日又はその略号
	JIS マーク	あり

* オートクレーブ養生する場合のけい酸質物はセメントの一部とみなす

(7) 防火石綿セメント板に関する J I S (JIS A 5408) の変遷

JIS 変遷の概要

規格番号	JIS A 5408
規格名称	防火石綿セメント板
履歴	1956-04-18 制定 (規格名称「防火石綿セメント板」) 1962-02-01 改正 1993-06-01 廃止

JIS 規定内容の変遷

制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1956 (制定) 1962 (改正)	種類	1) 品質による区分：A種（衝撃のおそれのある部分に使用するもの） B種（衝撃のおそれのない部分に使用するもの） 2) 形状による区分：1号平板、2号平板、帯板、等辺L板、不等辺L板、 等辺V板、不等辺V板、S板、三ツ又
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 2) セメントと石綿との標準割合（重量比）…82：18（重量比） 3) 代替繊維…石綿重量の15%以内
	密度	規定なし（飽和吸水率：29～33%）
	表示	1) 防の記号 2) 種別 3) 製造工場名又は略号 4) 生板の成形年月日
	JIS マーク	なし

*表示は、平板は1枚ごと、他は1束ごと

(8) 石綿セメント板に関する J I S (JIS A 5410) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5410
規格名称	石綿セメント板
履歴	1957-12-18 制定 (規格名称「石綿セメント板」) 1960-01-01 改正 1960-12-01 改正 1970-05-01 廃止 (→JIS A 5403 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1957 (制定)	種類 厚さ	1) 平板：4、5、6、9 (mm) 2) フレキシブル板：2、3、4 (mm)
	原料	1) 主要原料…セメント及び石綿 2) セメントと石綿との標準割合 (重量比) ・平板 85：15…代替繊維を使用する場合は石綿重量の 30%以内 ・フレキシブル板 65：35…代替繊維は使用不可
	密度	・規定なし
	表示	1) 製造工場名又は略号 2) 成形年月日 3) フレキシブル板は“F”
	JIS マーク	あり
1960 1/1 (改正)	種類 厚さ	1) 平板：4、5、6、9 (mm) 2) フレキシブル板：2、3、4 (mm)
	原料	1) 主要原料…セメント及び石綿 2) セメントと石綿との標準割合 (重量比) ・平板 85：15…代替繊維を使用する場合は石綿重量の 30%以内 ・フレキシブル板 65：35…代替繊維は使用不可
	密度	・規定なし
	表示	1) 製造工場名又は略号 2) 成形年月日 3) フレキシブル板は“F” (平板はなし)
	JIS マーク	あり
1960 12/1 (改正)	種類 厚さ	1) フレキシブル板：3、4 (mm) 2) 平板：6、9 (mm) 3) 軟質板：3、4、5 (mm)
	原料	1) 主要原料：セメント及び石綿 (石綿は JIS M 8602 適合品) 2) セメントと石綿との標準割合 (重量比) ・フレキシブル板 65：35 (石綿は 5R) …有機繊維等は使用不可 ・平板 85：15 (石綿は 5R) …有機繊維等はセメントと石綿の合計重量の 3%以内 ・軟質板 82：18 (石綿は 6D) …有機繊維等はセメントと石綿の合計重量の 4.5%以内

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1960	密度	規定なし
12/1 (改正) (続き)	表示	1) 製造工場名又は略号 2) 成形年月日 3) フレキシブル板 “F”、平板 “S”、軟質板 “N”
	JIS マーク	あり

(9) 石綿セメントパーライト板に関する J I S (JIS A 5413) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5413
規格名称	石綿セメントパーライト板
履歴	1966-05-01 制定 (規格名称「石綿セメントパーライト板」) 1975-02-01 改正 1979-03-01 改正 1983-06-01 改正 1989-04-01 改正 1995-01-01 廃止 (→JIS A 5430 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1966 5/1 (制定)	種類	1) かさ比重による区分：0.8 石綿パーライト板 0.5 石綿パーライト板 2) 養生方法による区分：常圧養生 高温高圧養生（オートクレーブ養生）
	原料	1) 主原料：石綿、セメント（けい酸質原料）及びパーライト 2) 石綿：JIS M 8602 に規定するもの 3) 石綿、パーライトおよびセメントの標準配合割合（重量比）： 0.8 石綿パーライト板：石綿 20、セメント 60、パーライト 20 0.5 石綿パーライト板：石綿 20、セメント 55、パーライト 25 （石綿は 5R を基準） 4) 有機繊維など：セメントと石綿の合計重量の 4.5% 以内
	記号	1) 0.8 石綿パーライト板 常圧養生（0.8-P） 2) 0.8 石綿パーライト板 オートクレーブ養生（0.8-P.A） 3) 0.5 石綿パーライト板 常圧養生（0.5-P） 4) 0.5 石綿パーライト板 オートクレーブ養生（0.5-P.A）
	厚さ	1) 0.8 石綿パーライト板：6.3、8、10、12（mm） 2) 0.5 石綿パーライト板：8、10、12（mm）
	かさ比重	1) 0.8 石綿パーライト板：1.0～0.7 2) 0.5 石綿パーライト板：0.7～0.4
	表示	1) 製造業者名又はその略号 2) 種類の記号
	JIS マーク	あり
	1975 (改正) 1979 (改正)	種類

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1975 (改正) 1979 (改正) (続き)	原料	1) 主原料：石綿、セメント（けい酸質原料）およびパーライト 2) 石綿：JIS A 5403 の附属書に規定するもの 3) 石綿、パーライト及びセメントの標準配合割合（重量比）： 0.8 石綿パーライト板：石綿 20、セメント 60、パーライト 20 0.5 石綿パーライト板：石綿 20、セメント 55、パーライト 25 （石綿は JIS A 5403 の附属書に規定する基準石綿の場合） 4) 有機繊維など：セメントと石綿の合計重量の 4.5%以内
	記号	1) 0.8 石綿パーライト板 常圧養生（0.8-P） 2) 0.8 石綿パーライト板 オートクレーブ養生（0.8-P.A） 3) 0.5 石綿パーライト板 常圧養生（0.5-P） 4) 0.5 石綿パーライト板 オートクレーブ養生（0.5-P.A）
	厚さ	1) 0.8 石綿パーライト板：6.3、8、10、12（mm） 2) 0.5 石綿パーライト板：8、10、12（mm）
	かさ比重	1) 0.8 石綿パーライト板：1.0～0.7 2) 0.5 石綿パーライト板：0.7～0.4
	表示	1) 製造業者名又はその略号 2) 種類の記号
	JIS マーク	あり
1983 (改正)	種類	1) かさ比重による区分 ・ 0.8 石綿パーライト板（かさ比重 1.0～0.7） ・ 0.5 石綿パーライト板（かさ比重 0.7～0.4） 2) 養生方法による区分 ・ 常圧養生 ・ 高温高压養生（オートクレーブ養生）
	原料	1) 主原料：セメント（けい酸質原料）、石綿及びパーライト 2) 石綿：JIS M 8602 に規定するクリソタイル石綿又はアモサイト石綿 3) セメント、石綿及びパーライトの標準配合割合参考値（重量比）： 0.8 石綿パーライト板：セメント 60、石綿 20、パーライト 20 0.5 石綿パーライト板：セメント 55、石綿 20、パーライト 25 4) 有機質繊維：セメントと石綿の合質質量の 4.5%以内
	記号	・ 0.8 石綿パーライト板 常圧養生（0.8-P） ・ 0.8 石綿パーライト板 オートクレーブ養生（0.8-P.A） ・ 0.5 石綿パーライト板 常圧養生（0.5-P） ・ 0.5 石綿パーライト板 オートクレーブ養生（0.5-P.A）
	厚さ	1) 0.8 石綿パーライト板：6、8、10、12（mm） 2) 0.5 石綿パーライト板：8、10、12（mm）
	かさ比重	1) 0.8 石綿パーライト板：0.6 以上 0.9 未満 2) 0.5 石綿パーライト板：0.3 以上 0.6 未満
	表示	1) 製造業者名及び工場名又はこれらの略号 2) 製造年月日又はその略号 3) 種類又は記号
	JIS マーク	あり

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1989 (改正)	種類	1) かさ比重による区分：0.5 石綿パーライト板 0.8 石綿パーライト板 2) 養生方法による区分：常圧湿潤養生（常圧養生） 高温高压養生（オートクレーブ養生） 3) 化粧加工の有無による区分：普通石綿パーライト板 化粧石綿パーライト板
	原料	1) 主原料：石綿、セメント（けい酸質原料）及びパーライト 2) 石綿：主としてクリソタイル石綿 3) 有機質繊維：セメントと石綿の合質質量の 4.5%以内
	記号	1) 0.5 石綿パーライト板：0.5P 2) 0.8 石綿パーライト板：0.8P 3) 常圧湿潤養生：N 4) 高温高压養生：A 5) 普通石綿パーライト板：なし 6) 化粧石綿パーライト板：外装用 OD、内装用 ID
	厚さ	1) 0.5 石綿パーライト板：8、10、12 (mm) 2) 0.8 石綿パーライト板：6、8、10、12 (mm)
	かさ比重	1) 0.5 石綿パーライト板 (0.5P)：0.3 以上 0.6 未満 2) 0.8 石綿パーライト板 (0.8P)：0.6 以上 0.9 未満
	表示	1) 種類の記号 2) 製造年月日又はその略号 3) 製造業者名又はその略号
	JIS マーク	あり

* オートクレーブ養生する場合のけい酸質物はセメントの一部とみなす。

(10) 化粧石綿セメント板に関する J I S (JIS A 5421) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5421
規格名称	化粧石綿セメント板
履歴	1976-05-01 制定 (規格名称「化粧石綿セメント板」) 1983-06-01 改正 1989-04-01 廃止 (→JIS A 5403 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1976 (制定)	種類	1) 基板の品質による区分： フレキシブル化粧石綿セメント板 普通化粧石綿セメント板 2) 化粧層の耐水性及び耐候性による区分： 外装化粧石綿セメント板 内装化粧セメント板
	構成 基材の 原料	1) 石綿セメント板の表面に化粧したもの 2) 石綿：JIS A 5403 の附属書に規定するクリソタイル石綿 3) セメントと石綿との標準割合（重量比）： フレキシブル化粧板 65：35、普通化粧板 85：15 4) 有機繊維など： 普通化粧板 セメントと石綿との合計重量の 4.5%以内 フレキシブル板 使用不可
	基板の 厚さ	1) フレキシブル化粧板：3、4、5、6 (mm) 2) 普通化粧板：5、6、8 (mm)
	密度	規定なし
	表示	1) 製造業者名、工場名（又は略号） 2) 製造年月日（又は略号）
	JIS マーク	あり
1983 (改正)	種類	1) 基板の品質による区分： F 化粧石綿セメント板 基板はフレキシブル板 NF 化粧石綿セメント板 基板は軟質フレキシブル板 S 化粧石綿セメント板 基板は平板 2) 化粧層の耐水性及び耐候性による区分： 外装化粧石綿セメント板 化粧層に耐透水性、耐候性をもち、主として外装使用 内装化粧セメント板 主として内装に使用
	構成	1) JIS A 5403 に規定するフレキシブル板、軟質フレキシブル板若しくは平板又はこれらと同等以上の石綿セメント板の表面に化粧加工したもの
	基板の 厚さ	1) F 化粧板：3、4、5、6、8 (mm) 2) NF 化粧板：3、4、5、6 (mm) 3) S 化粧板：5、6 (mm)

JIS 規定内容の変遷（続き）

1983 (改正) (続き)	密度	規定なし
	呼び方	基板の種類－化粧層の種類の順序による。(例：F 外装化粧石綿セメント板、 S 内装化粧石綿セメント板)
	表示	1) 製造業者名及び工場名又はこれらの略号 2) 製造年月日又はその略号
	JIS マーク	あり

(11) 合板補強石綿セメント板に関する J I S (JIS A 5425) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5425
規格名称	合板補強石綿セメント板
履歴	1977-08-01 制定 (規格名称「合板補強セメント板」) 1983-06-01 改正 1989-04-01 廃止

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1977 (制定)	種類	1) 表面材及び裏面材の厚さによる区分 33 板：厚さ 3 mm のフレキシブル板と厚さ 3 mm の合板を接着したもの 34 板：厚さ 3 mm のフレキシブル板と厚さ 4 mm の合板を接着したもの 34 板：厚さ 3 mm のフレキシブル板と厚さ 5 mm 又は 5.5 mm の合板を接着したもの 43 板：厚さ 4 mm のフレキシブル板と厚さ 3 mm の合板を接着したもの 44 板：厚さ 4 mm のフレキシブル板と厚さ 4 mm の合板を接着したもの 2) 表面化粧の有無による区分 化粧板 普通板
	構成	1) 石綿セメント板と合板とを接着した板で、主として外装に用いる。 2) 表面材 (石綿セメント板) は JIS A 5403 及び JIS A 5421 に規定する厚さ 3mm 及び 4mm のフレキシブル板とする。 3) 裏面材は日本農林規格 (昭和 47 年 9 月 11 日農林省告示第 1650 号) に定める普通合板 1 類の厚さ 3mm、4mm、5.5mm 及び日本農林規格 (昭和 44 年 9 月 10 日農林省告示第 1371 号) に定める普通合板 1 類の厚さ 5mm とする。
	密度	規定なし
	呼び方	構成材料の組合せー化粧加工の有無の順とする。ただし必要のない部分を除くことは可。(例：33 化粧フレキ合板、43 普通フレキ合板)
	表示	1) 製造業者名及び工場名又はこれらの略号 2) 製造年月日又はその略号
	JIS マーク	あり
1983 6/1 (改正)	種類	1) 表面材及び裏面材の厚さによる区分 33 板：厚さ 3 mm のフレキシブル板と厚さ 3 mm の合板を接着したもの 34 板：厚さ 3 mm のフレキシブル板と厚さ 4 mm の合板を接着したもの 34 板：厚さ 3 mm のフレキシブル板と厚さ 5 mm 又は 5.5 mm の合板を接着したもの 43 板：厚さ 4 mm のフレキシブル板と厚さ 3 mm の合板を接着したもの 44 板：厚さ 4 mm のフレキシブル板と厚さ 4 mm の合板を接着したもの 2) 表面化粧の有無による区分 化粧板 普通板

JIS 規定内容の変遷（続き）

1983 (改正) (続き)	構成	<ol style="list-style-type: none"> 1) 石綿セメント板と合板とを接着した板で、主として外装に用いる 2) 表面材（石綿セメント板）は JIS A 5403 及び JIS A 5421 に規定する厚さ 3mm 及び 4mm のフレキシブル板とする。 3) 裏面材は日本農林規格（昭和 47 年 9 月 11 日農林省告示第 1650 号）に定める普通合板 1 類の厚さ 3mm、4mm、5.5mm 及び日本農林規格（昭和 44 年 9 月 10 日農林省告示第 1371 号）に定める普通合板 1 類の厚さ 5mm とする。
	密度	規定なし
	呼び方	構成材料の組合せ－化粧加工の有無の順とする。ただし必要のない部分を除くことは可。（例：33 化粧フレキ合板、43 普通フレキ合板）
	表示	<ol style="list-style-type: none"> 1) 製造業者名、工場名（又は略号） 2) 製造年月日（又は略号）
	JIS マーク	あり

(12) スレート・木毛セメント板に関する J I S (JIS A 5426) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5426
規格名称	スレート・木毛セメント合成板
履歴	1977-08-01 制定 (規格名称「石綿スレート・木毛セメント合成板」) 1979-03-01 改正 1983-06-01 改正 1989-04-01 改正 1995-01-01 改正 (規格名称を「 <u>スレート</u> ・木毛セメント <u>積層板</u> 」へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1977 (制定)	用途	主として建築物の屋根下地又は壁に用いる。
	種類	1) 両面板：木毛セメント板の両面に石綿セメント板を接着したもの 2) 片面板：木毛セメント板の片面に石綿セメント板を接着したもの
	材料構成	1) 木毛セメント板を心材又は裏面材とし、その両面又は片面に石綿セメント板を接着した合成板 2) 石綿セメント板は JIS A 5403 に規定するフレキシブル板又は JIS A 5421 に規定するフレキシブル化粧石綿セメント板で、厚さは 3 mm が基準 3) 木毛セメント板は JIS A 5404 に規定する木毛セメント板又はその品質規定に適合するもので厚さは 20 mm 以上
	厚さ	1) 両面板：25、30、35、40 (mm) 2) 片面板：25、30、35、40 (mm)
	密度	規定なし
	表示	製造業者名、工場名 (又は略号)
	JIS マーク	なし
1979 (改正)	用途	主として建築物の屋根下地又は壁に用いる。
	種類	1) 両面板：木毛セメント板の両面に石綿セメント板を接着したもの 2) 片面板：木毛セメント板の片面に石綿セメント板を接着したもの
	材料構成	1) 木毛セメント板を心材又は裏面材とし、その両面又は片面に石綿セメント板を接着した合成板 2) 石綿セメント板は JIS A 5403 に規定するフレキシブル板又は JIS A 5421 に規定するフレキシブル化粧石綿セメント板で、厚さは 3 mm が基準 3) 木毛セメント板は JIS A 5404 に規定する木毛セメント板又はその品質規定に適合するもので厚さ 20 mm 以上
	厚さ	1) 両面板：25、30、35、40 (mm) 2) 片面板：25、30、35、40 (mm)
	密度	規定なし
	表示	製造業者名又はその略号
	JIS マーク	あり
1983 (改正)	用途	主として建築物の屋根下地又は壁に用いる。
	種類	1) 両面板：木毛セメント板の両面に石綿セメント板を接着したもの 2) 片面板：木毛セメント板の片面に石綿セメント板を接着したもの

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1983 (改正) (続き)	材料 構成	<ol style="list-style-type: none"> 1) 木毛セメント板を心材又は裏面材とし、その両面又は片面に石綿セメント板を接着した合成板 2) 石綿セメント板は JIS A 5403 に規定するフレキシブル板又は JIS A 5421 に規定するフレキシブル化粧石綿セメント板で、厚さは原則として 3 mm 3) 木毛セメント板は JIS A 5404 に規定する木毛セメント板又はその品質規定に適合するもので厚さ 20 mm 以上
	厚さ	<ol style="list-style-type: none"> 1) 両面板：25、30、35、40 (mm) 2) 片面板：25、30、35、40 (mm)
	密度	規定なし
	表示	<ol style="list-style-type: none"> 1) 製造業者名及び工場名又はその略号 2) 製造年月日又はその略号
	JIS マーク	あり
1989 (改正)	用途	・ 主として建築物の屋根下地又は壁に用いる。
	種類 記号	<ol style="list-style-type: none"> 1) 平形石綿スレートの張り方による区分 両面板 (DP)：木毛セメント板の両面に平形石綿スレートを接着したもの 片面板 (SP)：木毛セメント板の片面に平形石綿スレートを接着したもの 2) 平形石綿スレートの化粧加工の有無による区分 平形石綿スレートの普通板を使用したもの (P) 平形石綿スレートの化粧板を使用したもの (OD) 又は (ID)
	材料 構成	<ol style="list-style-type: none"> 1) 木毛セメント板を心材又は裏面材とし、その両面又は片面に平形石綿スレートを接着した合成板 2) 平形石綿スレートは JIS A 5403 に規定するフレキシブル板の普通板又は化粧板で、厚さは原則として 3 mm 3) 木毛セメント板は JIS A 5404 に規定する木毛セメント板又はその品質規定に適合するもので厚さ 20 mm 以上
	厚さ	<ol style="list-style-type: none"> 1) 両面板：25、30、35、40 (mm) 2) 片面板：25、30、35、40 (mm)
	密度	規定なし
	呼び方	<ol style="list-style-type: none"> 1) 平形石綿スレートの外装用化粧板を用いた両面板の例： OD-DP-厚さ×幅×長さ 2) 平形石綿スレートの普通板を用いた片面板の例： P-SP-厚さ×幅×長さ
	表示	<ol style="list-style-type: none"> 1) 製造業者名又はその略号 2) 製造年月日又は略号
JIS マーク	あり	
1995 (改正)	用途	主として建築物の屋根下地又は壁に用いる。
	種類 記号	<ol style="list-style-type: none"> 1) 両面板 (DP)：木毛セメント板の両面に平形石綿スレートを接着したもの 2) 片面板 (SP)：木毛セメント板の片面に平形石綿スレートを接着したもの
	材料 構成	<ol style="list-style-type: none"> 1) 木毛セメント板の両面又は片面に JIS A 5430 に規定するスレートボードのフレキシブル板を接着した積層板 2) フレキシブル板は JIS A 5403 に規定するもの 3) 木毛セメント板は JIS A 5404 に規定するもの

JIS 規定内容の変遷（続き）

1995 (改正) (続き)	厚さ	1) 両面板：25、30、35、40（mm） 2) 片面板：25、30、35、40（mm）
	密度	規定なし
	呼び方	木毛セメント板の両面にフレキシブル板を接着したものの例 DP-厚さ×幅×長さ
	表示	1) 種類の記号 2) 製造業者名又は略号 3) 製造年月日又は略号
	JIS マーク	あり

(13) スラグ・せっこう系セメント板に関する J I S (JIS A 5429) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5429
規格名称	スラグ・せっこう系セメント板
履歴	1983-11-01 制定 (規格名称「スラグ・せっこう系セメント板」) 1995-01-01 廃止 (→JIS A 5430 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1983 (制定)	種類	1) かさ比重による区分：0.8 板、1.0 板、1.4 板 2) 使用場所による区分：内装板、外装板（主として用いられる用途であって、内装用・外装用と一義的には指定してはいない） 3) 化粧加工の有無による区分：化粧板、普通板
	原料	1) 結合材：スラグ、せっこう、セメントなど 2) 補強材：石綿、ガラス繊維など 3) スラグ、せっこう及び繊維材料の標準割合（質量比）： スラグ+セメント 30～60、せっこう 20～70、繊維材料 5～15 4) 石綿は：主として JIS M 8602 に規定するクリソタイル石綿
	呼び方 記号	1) 呼び方 かさ比重による区分、使用場所による区分、化粧加工による区分の順で区分し、スラグ・せっこう系セメント板を付ける 例) 0.8 内装普通スラグ・せっこう系セメント板 2) 記号 かさ比重による区分：0.8 板…0.8、1.0 板…1.0、1.4 板…1.4 使用場所による区分：内装板…I、外装板…E スラグ・せっこう系セメント板の記号…SG 化粧の有無による区分：化粧板…D、普通板…なし 例) 0.8 内装普通スラグ・せっこう系セメント板の場合…0.8 ISG 1.0 外装化粧スラグ・せっこう系セメント板の場合…1.0 ESGD
	かさ比重	1) 0.8 スラグせっこう板：0.6 以上 0.9 未満 2) 1.0 スラグせっこう板：0.9 以上 1.2 未満 3) 1.4 スラグせっこう板：1.2 以上
	厚さ	1) 0.8 スラグせっこう板：6、8、10、12 (mm) 2) 1.0 スラグせっこう板：5、6、8、10、11、12 (mm) 3) 1.4 スラグせっこう板：5、6、8、10、12 (mm)
	表示	1) 製造業者名及び工場名又はその略号 2) 製造年月日又はその略号 3) 製品の呼び方又はその略号
	JIS マーク	あり

(14) 繊維強化セメント板に関する J I S (J I S A 5430) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5430
規格名称	繊維強化セメント板
履歴	1995-01-01 制定 (JIS A 5403、JIS A 5413、JIS A 5418、JIS A 5429 を統合) 2001-03-20 改正 2004-10-01 改正 2008-02-20 改正

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1995 1/1 (制定)	種類 記号()内	1) スレート ・ 波板：小波 (SC)、中波 (MC)、大波 (LC) ・ スレートボード：フレキシブル板 (F)、軟質フレキシブル板 (NF)、平板 (S)、軟質板 (N) 2) パーライト板 ・ 0.5 パーライト板：オートクレーブ養生したもの (0.5PA) 常圧養生したもの (0.5P) ・ 0.8 パーライト板：オートクレーブ養生したもの (0.8PA) 常圧養生したもの (0.8P) 3) けい酸カルシウム板 ・ タイプ 1：0.8 けい酸カルシウム板 (0.8K) 1.0 けい酸カルシウム板 (1.0K) ・ タイプ 2：0.8 けい酸カルシウム板 (0.8FK) 1.0 けい酸カルシウム板 (1.0FK) 4) スラグせっこう板 ・ 0.8 スラグせっこう板：外装用 (0.8SGE)、内装用 (0.8SGI) ・ 1.0 スラグせっこう板：外装用 (1.0SGE)、内装用 (1.0SGI) ・ 1.4 スラグせっこう板：外装用 (1.4SGE)、内装用 (1.4SGI)
	主要原料	1) スレート：セメント、石綿 2) パーライト板：セメント、パーライト、石綿 3) けい酸カルシウム板 ・ タイプ 1：石灰質原料(セメント含む)、けい酸質原料、石綿 ・ タイプ 2：石灰質原料(セメント含む)、けい酸質原料、石綿以外の繊維 4) スラグせっこう板：セメント、スラグ、せっこう、パーライト、石綿

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1995 1/1 (制定)	見掛け 密度 (g/cm ³)	<p>1) スレート(参考値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板：なし ・ スレートボード フレキシブル板：約 1.7 軟質フレキシブル板：約 1.6 平板：約 1.5 軟質板：約 1.3 <p>2) パーライト板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5 パーライト板：0.3 以上 0.6 未満 ・ 0.8 パーライト板：0.6 以上 0.9 未満 <p>3) けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 けい酸カルシウム板：0.6 以上 0.9 未満 ・ 1.0 けい酸カルシウム板：0.9 以上 1.2 未満 <p>4) スラグせっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 スラグせっこう板：0.6 以上 0.9 未満 ・ 1.0 スラグせっこう板：0.9 以上 1.2 未満 ・ 1.4 スラグせっこう板：1.2 以上
	厚さ	<p>1) スレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板：6.3 (mm) ・ スレートボード フレキシブル板：3、4、5、6、8 (mm) 軟質フレキシブル板：3、4、5、6 (mm) 平板：5、6 (mm) 軟質板：4 (mm) <p>2) パーライト板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5 パーライト板：8、10、12 (mm) ・ 0.8 パーライト板：6、8、10、12 (mm) <p>3) けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 けい酸カルシウム板：5 (タイプ 1 のみ)、6、8、10、12 (mm) ・ 1.0 けい酸カルシウム板：4 (タイプ 1 のみ)、5、6、8、10、12 (mm) <p>4) スラグせっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 スラグせっこう板：6、8、10、12 (mm) ・ 1.0 スラグせっこう板：5、6、8、10、11、12 (mm) ・ 1.4 スラグせっこう板：5、6、8、10、12 (mm)
	表示	<p>1) 種類の記号 (波板を除く)</p> <p>2) 製造年月日又はその略号</p> <p>3) 製造業者名又はその略号</p>
	JIS マーク	あり
2001 3/20 (改正)	種類及び 記号()内	<p>1) スレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板：小波 (SC)、中波 (MC)、大波 (LC) ・ スレートボード：フレキシブル板 (F)、軟質フレキシブル板 (NF)、 平板 (S)、軟質板 (N) <p>2) パーライト板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5 パーライト板：オートクレーブ養生したもの (0.5PA) 常圧養生したもの (0.5P) ・ 0.8 パーライト板：オートクレーブ養生したもの (0.8PA) 常圧養生したもの (0.8P)

JIS 規定内容の変遷 (続き)

<p>2001 3/20 (改正) (続き)</p>	<p>種類及び 記号()内</p>	<p>3) けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ1 : 0.8 けい酸カルシウム板 (0.8K) 1.0 けい酸カルシウム板 (1.0K) ・ タイプ2 : 0.8 けい酸カルシウム板 (0.8FK) 1.0 けい酸カルシウム板 (1.0FK) ・ タイプ3 : 0.2 けい酸カルシウム板 (0.2TK) 0.5 けい酸カルシウム板 (0.5TK) <p>4) スラグせっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 スラグせっこう板 : (0.8SGI…主たる用途が内装用) ・ 1.0 スラグせっこう板 : (1.0SGE…主たる用途が外装用) (1.0SGI…主たる用途が内装用) ・ 1.4 スラグせっこう板 : (1.4SGE…主たる用途が外装用) (1.4SGI…主たる用途が内装用)
	<p>主要原料</p>	<p>1) スレート : セメント、石綿</p> <p>2) パーライト板 : セメント、パーライト、石綿</p> <p>3) けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ1 : 石灰質原料 (セメント含む)、けい酸質原料、石綿 ・ タイプ2 : 石灰質原料 (セメント含む)、けい酸質原料、石綿以外の繊維 ・ タイプ3 : 石灰質原料、けい酸質原料、石綿以外の繊維 <p>4) スラグせっこう板 : セメント、スラグ、せっこう、パーライト、石綿</p>
	<p>見掛け 密度 (g/cm³)</p>	<p>1) スレート (参考値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板 : なし ・ スレートボード フレキシブル板 : 約 1.7 軟質フレキシブル板 : 約 1.6 平板 : 約 1.5 軟質板 : 約 1.3 <p>2) パーライト板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5 パーライト板 : 0.3 以上 0.6 未満 ・ 0.8 パーライト板 : 0.6 以上 0.9 未満 <p>3) けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 けい酸カルシウム板 : 0.6 以上 0.9 未満 ・ 1.0 けい酸カルシウム板 : 0.9 以上 1.2 未満 ・ 0.2 けい酸カルシウム板 : 0.15 以上 0.35 未満 ・ 0.5 けい酸カルシウム板 : 0.35 以上 0.70 未満 <p>4) スラグせっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 スラグせっこう板 : 0.6 以上 0.9 未満 ・ 1.0 スラグせっこう板 : 0.9 以上 1.2 未満 ・ 1.4 スラグせっこう板 : 1.2 以上

JIS 規定内容の変遷 (続き)

<p>2001 3/20 (改正) (続き)</p>	<p>厚さ</p>	<p>1) スレート <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板 : 6.3(mm) ・ スレートボード フレキシブル板 : 3、4、5、6、8 (mm) <li style="padding-left: 2em;">軟質フレキシブル板 : 3、4、5、6 (mm) <li style="padding-left: 2em;">平板 : 5、6 (mm) <li style="padding-left: 2em;">軟質板 : 4 (mm) <p>2) パーライト板 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5 パーライト板 : 8、10、12 (mm) ・ 0.8 パーライト板 : 6、8、10、12 (mm) <p>3) けい酸カルシウム板 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 けい酸カルシウム板 : 5 (タイプ 1 のみ)、6、8、10、12 (mm) ・ 1.0 けい酸カルシウム板 : 4 (タイプ 1 のみ)、5、6、8、10、12 (mm) ・ 0.2 けい酸カルシウム板 : 20、25、30、35、40、45、50、55、60 (mm) ・ 0.5 けい酸カルシウム板 : 12、15、20、25、30、35、40、45、50、55、70 (mm) <p>4) スラグせっこう板 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 スラグせっこう板 : 6、8、10、12 (mm) ・ 1.0 スラグせっこう板 : 5、6、8、10、11、12 (mm) ・ 1.4 スラグせっこう板 : 5、6、8、10、12 (mm) </p></p></p></p>
	<p>表示</p>	<p>1) 種類の記号 (波板を除く) 2) 石綿を含む製品は a マーク 3) 製造年月日又はその略号 4) 製造業者名又はその略号</p>
	<p>JIS マーク</p>	<p>あり</p>
<p>2004 10/1 (改正)</p>	<p>種類及び 記号()内</p>	<p>1) スレート <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板 : 小波 (SC)、大波 (LC) ・ スレートボード : フレキシブル板 (F)、軟質フレキシブル板 (NF)、平板 (S)、軟質板 (N) <p>2) けい酸カルシウム板 <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 2 : 0.8 けい酸カルシウム板 (0.8FK) 1.0 けい酸カルシウム板 (1.0FK) ・ タイプ 3 : 0.2 けい酸カルシウム板 (0.2TK) 0.5 けい酸カルシウム板 (0.5TK) <p>3) スラグせっこう板 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 スラグせっこう板 : (0.8SGI…主たる用途が内装用) ・ 1.0 スラグせっこう板 : (1.0SGE…主たる用途が外装用) (1.0SGI…主たる用途が内装用) ・ 1.4 スラグせっこう板 : (1.4SGE…主たる用途が外装用) (1.4SGI…主たる用途が内装用) </p></p></p>
	<p>主要原料</p>	<p>1) スレート : セメント、石綿以外の繊維、(けい酸質原料) 2) けい酸カルシウム板 <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 2 : 石灰質原料、けい酸質原料、石綿以外の繊維、(セメント) ・ タイプ 3 : 石灰質原料、けい酸質原料、石綿以外の繊維、(セメント) <p>3) スラグせっこう板 : セメント、スラグ、せっこう、石綿以外の繊維</p> </p>

JIS 規定内容の変遷 (続き)

<p>2004 10/1 (改正) (続き)</p>	<p>見掛け 密度 (g/cm³)</p>	<p>1) スレート (参考値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板 : なし ・ スレートボード フレキシブル板 : 約 1.6 軟質フレキシブル板 : 約 1.6 平板 : 約 1.5 軟質板 : 約 1.3 <p>2) けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 2 0.8 けい酸カルシウム板 : 0.6 以上 0.9 未満 1.0 けい酸カルシウム板 : 0.9 以上 1.2 未満 ・ タイプ 3 0.2 けい酸カルシウム板 : 0.15 以上 0.35 未満 0.5 けい酸カルシウム板 : 0.35 以上 0.70 未満 <p>3) スラグせっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 スラグせっこう板 : 0.6 以上 0.9 未満 ・ 1.0 スラグせっこう板 : 0.9 以上 1.2 未満 ・ 1.4 スラグせっこう板 : 1.2 以上
	<p>厚さ</p>	<p>1) スレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波板 : 6.3 (mm) ・ スレートボード フレキシブル板 : 3、4、5、6、8 (mm) 軟質フレキシブル板 : 3、4、5、6 (mm) 平板 : 5、6 (mm) 軟質板 : 4 (mm) <p>2) けい酸カルシウム板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 2 : 5、6、8、10、12 (mm) ・ タイプ 3 : 12、15、20、25、30、35、40、45、50、55、60、70 (mm) <p>3) スラグせっこう板</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5、6、8、10、11、12 (mm)
	<p>表示</p>	<p>1) 種類の記号 (波板を除く)</p> <p>2) 石綿を使用していない旨の表示</p> <p>3) 製造年月日又はその略号</p> <p>4) 製造業者名又はその略号</p>
	<p>JIS マーク</p>	<p>あり</p>

* 2004 年に建材等へのアスベスト使用等が禁止されたため、同年の改正では、けい酸カルシウム板からタイプ 1 が削除された。

(15) 吸音用あなあき石綿セメント板に関する J I S (JIS A 6302) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 6302
規格名称	吸音用あなあき石綿セメント板
履歴	1966-05-01 制定 (規格名称「吸音用あなあき石綿セメント板」) 1975-02-01 改正 1994-07-01 廃止 (→JIS A 6301 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1966 (制定)	種類	1) 原板による区分 フレキシブル板 (F)、軟質板 (N) 2) 厚さによる区分 3mm (F)、4mm (FおよびN) 3) 孔径、ピッチによる区分 5 ^φ -12 (FおよびN)、8 ^φ -16 (F)、8 ^φ -25 (FおよびN)、 5 ^φ -15 (FおよびN)、8 ^φ -20 (FおよびN)
	構成原料	原板…JIS A 5410 (石綿セメント板) に定められたフレキシブル板および軟質板
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし
1975 (改正)	種類	1) 原板による区分 フレキシブル板 (F)、軟質板 (N) 2) 厚さによる区分 3mm (F)、4mm (FおよびN) 3) 孔径、ピッチによる区分 φ 5-12 (FおよびN)、φ 8-16 (F)、φ 8-25 (FおよびN)、 φ 5-15 (FおよびN)、φ 8-20 (FおよびN)
	製造	原板は、JIS A 5403 (石綿スレート) に定められたフレキシブル板および軟質板とし、定められた形状および寸法に合わせて切断し、あなあけ加工したものである。
	密度	規定なし
	JIS マーク	規定なし

なお、吸音材料 (JIS A 6302) は、せっこうボード、ロックウール化粧吸音板等についても規定されているため、(27)に記載する。

◎石綿含有パルプセメント板

石綿含有パルプセメント板に関する J I S には、JIS A 5414 (パルプセメント板)、JIS A 5420 (化粧パルプセメント板)、JIS A 5427 (パルプセメントパーライト板) 及び JIS A 5428 (化粧パルプセメントパーライト板) があるが、これらの 4 規格は 1988 年に統合された。

(16) パルプセメント板に関する J I S (JIS A 5414) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5414
規格名称	パルプセメント板
履歴	1967-08-01 制定 (規格名称 (「パルプセメント板」)) 1970-01-01 改正 1971-06-01 改正 1974-10-01 改正 1978-02-01 改正 1988-06-01 改正 (JIS A5420、JIS A 5427 及び JIS A 5428 を統合) 1993-11-01 改正

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1967 (制定) 1970 (改正)	種類	規定なし
	原料	1) 主原料…セメント (JIS R 5210)、パルプ、無機質混和剤 2) 無機質混合材…石綿および膨脹性の少ない石綿粉・じゃ紋岩粉・岩粉などの無機質物質 3) 主原料の標準割合 (重量比%) …セメント 55 : 無機質混合材 ^{注1} : パルプ 15 ^{注2} 注1) 6D相当の石綿 3%以上、その他のもの 27%以下 注2) 気乾状態 (含水率 約 10%) の場合 4) その他…製品の品質および使用上害を与えない範囲で薬剤や添加剤の使用可
	かさ比重	1.0g/cm ³ 以上
	JIS マーク	なし
1971 (改正)	種類	規定なし
	原料	1) 原料…セメント (JIS R 5210) ^{注1} 、パルプ、無機質混和剤 注1) 中庸熟ポルトランドセメントを除く。 2) 無機質混合材…石綿および膨脹性の少ない石綿粉・じゃ紋岩粉・岩粉などの無機質物質 3) 主原料の標準割合 (重量比%) …セメント 50 以上 : 無機質混和材 ^{注2} 以下 : パルプ 15 ^{注3} 以下 注1) 6D相当の石綿 5%以上、その他のもの 30%以下 注2) 気乾状態 (含水率 約 10%) の場合

JIS 規定内容の変遷（続き）

1971 (改正) (続き)	原料	4) その他…製品の品質および使用上害を与えない範囲で混和材や着色材の使用可
	かさ比重	1.0g/cm ³ 以上
	JIS マーク	あり
1974 (改正)	種類	規定なし
	原料	1) 主原料…セメント ^{注1)} 、パルプ、石綿 ^{注2)} 、無機質混和材 注1) JIS R 5210 に規定する普通ポルトランドセメント及び早強ポルトランドセメント 注2) JIS M 8602 (石綿) に規定する 6D 相当以上のもの 2) 無機質混合材…膨脹性の少ない石綿粉・じゃ紋岩粉・岩粉などの無機質物質 3) 主原料の標準割合 (重量比%) …セメント 50 以上 : パルプ 15 ^{注3)} 以下 : 石綿 5 以上、無機質混合材 30 以下 注3) 気乾状態 (含水率 約 10%) の場合 4) その他…製品の品質および使用上害を与えない範囲で混和材や着色材の使用可
	かさ比重	1.0 以上
	JIS マーク	なし
1978 (改正)	種類	規定なし
	原料	1) 主原料…セメント ^{注1)} 、石綿 ^{注2)} 、パルプ、無機質混和材 注1) JIS R 5210 に規定する普通ポルトランドセメント及び早強ポルトランドセメント 注2) JIS M 8602 (石綿) に規定する 6D 相当以上のもの 2) 無機質混合材…膨脹性の少ない石綿粉・じゃ紋岩粉・岩粉などの無機質物質 3) 主原料の標準割合 (重量比%) …セメント 52、石綿 5、パルプ 13 ^{注2)} : 無機質混合材 ^{注1)} 30 注3) 気乾状態 (含水率 約 10%) の場合 4) その他…製品の品質および使用上害を与えない範囲で混和材や着色材の使用可
	かさ比重	1.0 以上
	JIS マーク	あり
1988 (改正)	種類	1) かさ比重による区分 ・ 0.8 板 : かさ比重が 0.6 以上 0.9 未満のもの ・ 1.0 板 : かさ比重が 0.9 以上 1.2 未満のもの 2) 化粧加工の有無による区分 ・ 普通板 : 化粧加工を施さないもの。ただし、原料として着色材料を混入して着色したものを含む。 ・ 化粧板 : 普通板を基板とし、その表面に印刷・塗装・吹付け・化粧材の張付などの化粧加工を施したもの。

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1988 (改正) (続き)	原料	<p>1) 主原料…セメント^{注1)}、パルプ、無機質繊維材料、パーライト^{注2)} 及び無機質混合材^{注3)}</p> <p>注1) JIS R 5210 に規定する普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント及び JIS R 5211 に規定するセメント</p> <p>注2) JIS A 5007 に規定するもの</p> <p>注3) スラグ粉末・フライアッシュ・じゃ紋岩粉・けい石粉などの無機質物質</p> <p>2) 主原料の標準割合 (参考、質量比%)</p> <p>① 0.8 板…セメント 30～50 : パルプ 8～13 (気乾) : 無機質繊維材料 4～8 : パーライト 10～20 (絶乾) : 無機質混合材 20～30</p> <p>② 1.0 板…セメント 30～50 : パルプ 8～13^{注4)} : 無機質繊維材料 4～8 : パーライト 0 : 無機質混合材 30～50</p>
	呼び方 記号	<p>1) 0.8 普通パルプセメント板… 0.8 P C</p> <p>2) 0.8 化粧パルプセメント板… 0.8 P C D</p> <p>3) 1.0 普通パルプセメント板… 1.0 P C</p> <p>4) 1.0 化粧パルプセメント板… 1.0 P C D</p>
	JIS マーク	あり
1993 (改正)	種類	<p>1) かさ比重による区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8 板 : かさ比重が 0.6 以上 0.9 未満のもの ・ 1.0 板 : かさ比重が 0.9 以上 1.2 未満のもの <p>2) 化粧加工の有無による区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通板 : 化粧加工を施さないもの。ただし、原料として着色材料を混入して着色したものを含む。 ・ 化粧板 : 普通板を基板とし、その表面に印刷・塗装・吹付け・化粧材の張付などの化粧加工を施したもの。
	原料	<p>1) 主原料…セメント^{注1)}、パルプ、無機質繊維材料、パーライト^{注2)} 及び無機質混合材^{注3)}</p> <p>注1) JIS R 5210 に規定する普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント及び JIS R 5211 に規定するセメント</p> <p>注2) JIS A 5007 に規定するもの</p> <p>注3) スラグ粉末・フライアッシュ・じゃ紋岩粉・けい石粉などの無機質物質</p> <p>2) 主原料の標準割合 (参考、質量比%)</p> <p>① 0.8 板…セメント 30～50 : パルプ 8～13 (気乾) : 無機質繊維材料 4～8 : パーライト (絶乾) 10～20 : 無機質混合材 20～30</p> <p>② 1.0 板…セメント 30～50 : パルプ 8～13^{注4)} : 無機質繊維材料 0 : パーライト 0 : 無機質混合材 30～50</p>
	呼び方 記号	<p>1) 0.8 普通パルプセメント板… 0.8 P C</p> <p>2) 0.8 化粧パルプセメント板… 0.8 P C D</p> <p>3) 1.0 普通パルプセメント板… 1.0 P C</p> <p>4) 1.0 化粧パルプセメント板… 1.0 P C D</p>
	JIS マーク	あり

(17) 化粧パルプセメント板に関する J I S (JIS A 5420) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5420
規格名称	化粧パルプセメント板
履歴	1974-10-01 制定 (規格名称「化粧パルプセメント板」) 1978-02-01 改正 1988-03-01 廃止 (→JIS A 5414 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1974 (制定)	種類	1) 普通化粧パルプセメント板 …パルプセメント板の表面に印刷、化粧紙の張付、塗装、吹付け仕上げなどの加工をしたもの。 2) 耐湿化粧パルプセメント板 …パルプセメント板または普通化粧板の表面に合成樹脂系フィルム若しくは塗料をオーバーレイ塗装して、化粧面に耐水・耐湿性をもたせたもの。
	構成原料	1) 基板 …JIS A 5414 に規定するパルプセメント板。ただし、原材料に白色ポルトランドセメントの使用は可。 2) 表面化粧に用いる塗装、吹付け、張合せなどの材料 …著しい変退色がなく、かつ、品質低下が少ないもの。 (備考) 表面化粧に有機材料を用いる場合は 250g/m ² 以下
	かさ比重	1.0 以上
	JIS マーク	あり
1978 (改正)	種類	1) 基板 …JIS A 5414 に規定するパルプセメント板。ただし、原材料に白色ポルトランドセメントの使用は可。 2) 表面化粧に用いる塗装、吹付け、張合せなどの材料 …著しい変退色がなく、かつ、品質低下が少ないもの。 (備考) 表面化粧に有機材料を用いる場合は 250g/m ² 以下
	構成原料	1) 基板 …JIS A 5414 に規定するパルプセメント板。ただし、原材料に白色ポルトランドセメントの使用は可。 2) 表面化粧に用いる塗装、吹付け、張合せなどの材料 …著しい変退色がなく、かつ、品質低下が少ないもの。
	かさ比重	1.0 以上
	JIS マーク	あり

(18) パルプセメントパーライト板に関する J I S (JIS A 5427) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5427
規格名称	パルプセメントパーライト板
履歴	1978-02-01 制定 (規格名称「パルプセメントパーライト板」) 1979-03-01 改正 1988-03-01 廃止 (→JIS A 5414 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1978 (制定)	種類	規定なし
	原料	1) 主原料…セメント ^{注1)} 、石綿 ^{注2)} 、パルプ、パーライト ^{注3)} 、無機質混和材 注2) JIS R 5210 (びつとランドセメント) に規定する普通ポルトランドセメント又は早強ポルトランドセメント 注3) JIS A 5403 (石綿スレート) の附属書に規定するクリソタイル石綿 注4) JIS A 5007 (パーライト) に規定するもの 2) 無機質混合材…石綿粉、じゃ紋岩粉、けい石粉などの無機質物質 3) 主原料の標準割合 (重量比%) …セメント 50 : 石綿 10 : パルプ (絶乾) 10 : パーライト 20 : 無機質混合材 30 4) その他…製品の品質及び使用上害を与えない範囲で混和材の使用可
	かさ比重	0.8 以下
	JIS マーク	なし
1979 (改正)	種類	規定なし
	原料	1) 主原料…セメント ^{注1)} 、石綿 ^{注2)} 、パルプ、パーライト ^{注3)} 、無機質混和材 注1) JIS R 5210 (びつとランドセメント) に規定する普通ポルトランドセメント又は早強ポルトランドセメント 注2) JIS A 5403 (石綿スレート) の附属書に規定するクリソタイル石綿 注3) JIS A 5007 (パーライト) に規定するもの 2) 無機質混合材…石綿粉、じゃ紋岩粉、けい石粉などの無機質物質 3) 主原料の標準割合 (重量比%) …セメント 50 : 石綿 10 : パルプ (絶乾) 10 : パーライト 20 : 無機質混合材 30 4) その他…製品の品質及び使用上害を与えない範囲で混和材の使用可
	かさ比重	0.8 以下
	JIS マーク	あり

(19) 化粧パルプセメントパーライト板に関する J I S (JIS A 5428) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5428
規格名称	化粧パルプセメントパーライト板
履歴	1978-02-01 制定 (規格名称「化粧パルプセメントパーライト板」) 1979-03-01 改正 1988-03-01 廃止 (→JIS A 5414 へ移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1978 (制定)	種類	1) 普通化粧パルプパーライト板 …基板に着色又は基板の表面に印刷、化粧紙の張付け、塗装、吹付け仕上げなどの加工をしたもの。 2) 耐湿化粧パルプパーライト板 …基板又は普通化粧パルプパーライト板の表面に合成樹脂系フィルムをオーバーレイ又は塗料を塗装して、化粧面に耐湿性をもたせたもの。
	構成原料	1) 基板 …JIS A 5427 に規定するパルプセメントパーライト板。ただし、原料に白色ポルトランドセメントの使用は可。 2) 表面化粧に用いる塗装、吹付け、張合せなどの材料 …著しい変退色がなく、かつ、品質低下が少ないもの。
	かさ比重	規定なし
	JIS マーク	なし
	種類	1) 普通化粧パルプパーライト板 2) 耐湿化粧パルプパーライト板
1979 (改正)	構成原料	1) 基板 …JIS A 5427 に規定するもの。ただし、原料に白色ポルトランドセメントの使用は可。 2) 表面化粧に用いる塗装、吹付け、張合せなどの材料 …著しい変退色がなく、かつ、品質低下が少ないもの。
	かさ比重	0.8 以下
	JIS マーク	あり

(20) 石綿含有押出成形セメント板に関する J I S (JIS A 5441) の変遷

JIS 変遷の概要

規格番号	JIS A 5441
規格名称	押出成形セメント板 (ECP)
履歴	2003-06-20 制定

JIS 規定内容の変遷

制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
2003 (制定)	製品の 種類	1) 表面形状の種類 ・フラットパネル (F) (表面を平滑にしたパネル) ・デザインパネル (D) (表面にリブ及びエンボスを施したパネル) ・タイルベースパネル (T) (表面にタイル張付け用あり (蟻) 溝形状を施したパネル) 2) ロックウール充てんの有無による種類 ・ロックウール充てん品 (R) (中空部にロックウールを充てんしたパネル)
	原料	規定なし
	比重	1.7 以上
	JIS マーク	あり

◎石綿含有けい酸カルシウム板第1種に関するJISの変遷

石綿含有けい酸カルシウム板第1種に関するJISには、JIS A 5418（石綿セメントけい酸カルシウム板）、JIS A 5424（化粧石綿セメントけい酸カルシウム板）及びJIS A 5430（繊維強化セメント板）がある。これらの統合や移行については履歴を参照していただきたい。

(21) 石綿セメントけい酸カルシウム板に関するJIS（JIS A 5418）の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5418
規格名称	石綿セメントけい酸カルシウム板
履歴	1973-07-01 制定（規格名称「石綿セメントけい酸カルシウム板」） 1977-08-01 改正 1979-03-01 改正 1983-06-01 改正 1989-04-01 改正（JIS A 5424 を統合） 1995-01-01 廃止（→JIS A 5430 へ移行）

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1973 (制定)	種類	1) かさ比重による区分： 0.8 石綿セメントけいカル板…かさ比重 0.6 以上 0.9 未満のもの 1.0 石綿セメントけいカル板…かさ比重 0.9 以上 1.2 未満のもの 2) 有機繊維混入の有無による区分： K 石綿セメントけいカル板…有機質繊維を混入しないもの CK 石綿セメントけいカル…有機質繊維を混入するもの
	原料	1) 主原料：石綿、セメント、石灰およびけい酸質原料 2) 石綿：JIS A 5403 の付属書に規定する石綿及び 250 μ 残 42% 以上のアンヒボール。 3) 石綿と石灰質原料、けい酸質原料の標準配合（重量比）： 石綿 20%、石灰質原料及びけい酸質原料 80%
	記号	1) 0.8-K：0.8 石綿セメントけいカル板で有機質繊維を混入しないもの 2) 1.0-K：1.0 石綿セメントけいカル板で有機質繊維を混入しないもの 3) 1.0-CK：1.0 石綿セメントけいカル板で有機質繊維を混入するもの
	厚さ	1) 0.8 けいカル板：6、8、10、12 (mm) 2) 1.0 けいカル板：4、6、8、10、12 (mm)
	かさ比重	1) 0.8-K 石綿セメントけいカル板：0.6 以上 0.9 未満 2) 1.0-K 石綿セメントけいカル板：0.9 以上 1.2 未満 3) 1.0-CK 石綿セメントけいカル板：0.9 以上 1.2 未満
	表示	1) 種類又は記号 2) 製造年月日 3) 製造業者名（又は略号） 4) 加熱による長さ変化率試験に合格したものは「H」（保温材として用いる場合）
	JIS マーク	あり

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1977 (改正)	種類	1) かさ比重による区分： 0.8 けいカル板 かさ比重 0.6 以上 0.9 未満のもの 1.0 けいカル板 かさ比重 0.9 以上 1.2 未満のもの 2) 有機質繊維混入の有無による区分： K けいカル板 有機質繊維を混入しないもの CK けいカル板 有機質繊維を混入したもの
	原料	1) 主原料：石綿、石灰質原料（セメントを含む）及びけい酸質原料 2) 石綿：JIS A 5403 の附属書に規定するクリソタイル石綿又は同附属書の試験方法による繊維量が 30% 以上のアモサイト石綿 3) 石綿と石灰質原料及びけい酸質原料との標準配合（質量比）： 石綿 20%、石灰質原料及びけい酸質原料 80%
	記号	1) 0.8-K：0.8 けいカル板で有機質繊維を混入しないもの 2) 1.0-K：1.0 けいカル板で有機質繊維を混入しないもの 3) 1.0-CK：1.0 けいカル板で有機質繊維を混入したもの
	厚さ	1) 0.8 けいカル板：6、8、10、12 (mm) 2) 1.0 けいカル板：4、5、6、8、10、12 (mm)
	かさ比重	1) 0.8-K 石綿セメントけいカル板：0.6 以上 0.9 未満 2) 1.0-K 石綿セメントけいカル板：0.9 以上 1.2 未満 3) 1.0-CK 石綿セメントけいカル板：0.9 以上 1.2 未満
	表示	1) 製造業者名、工場名（又は略号） 2) 製造年月日（又は略号）
	JIS マーク	あり
	1979 (改正)	原料
種類		1) かさ比重による区分： 0.8 けいカル板 かさ比重 0.6 以上 0.9 未満のもの 1.0 けいカル板 かさ比重 0.9 以上 1.2 未満のもの 2) 有機質繊維混入の有無による区分： K けいカル板 有機質繊維を混入しないもの CK けいカル板 有機質繊維を混入したもの
記号		1) 0.8-K：0.8 けいカル板で有機質繊維を混入しないもの 2) 1.0-K：1.0 けいカル板で有機質繊維を混入しないもの 3) 1.0-CK：1.0 けいカル板で有機質繊維を混入したもの
厚さ		1) 0.8 けいカル板：6、8、10、12 (mm) 2) 1.0 けいカル板：4、5、6、8、10、12 (mm)
かさ比重		1) 0.8-K 石綿セメントけいカル板：0.6 以上 0.9 未満 2) 1.0-K 石綿セメントけいカル板：0.9 以上 1.2 未満 3) 1.0-CK 石綿セメントけいカル板：0.9 以上 1.2 未満
表示		1) 製造業者名又はその略号 2) 製造年月日又はその略号
JIS マーク		あり

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1983 (改正)	原料	1) 主原料：石綿、石灰質原料（セメントを含む）及びけい酸質原料 2) 石綿：JIS M 8602 に規定するクリソタイル石綿又はアモサイト石綿 石綿、石灰質原料及びけい酸質原料との標準配合参考値（質量比）：石綿 20%、石灰質原料及びけい酸質原料 80%
	種類	1) かさ比重による区分： 0.8 けいカル板 かさ比重 0.6 以上 0.9 未満のもの 1.0 けいカル板 かさ比重 0.9 以上 1.2 未満のもの 2) 有機質繊維混入の有無による区分： K けいカル板 有機質繊維を混入しないもの CK けいカル板 有機質繊維を混入したもの
	記号	1) 0.8-K：0.8 けいカル板で有機質繊維を混入しないもの 2) 1.0-K：1.0 けいカル板で有機質繊維を混入しないもの 3) 1.0-CK：1.0 けいカル板で有機質繊維を混入したもの
	厚さ	1) 0.8 けいカル板：6、8、10、12 (mm) 2) 1.0 けいカル板：4、5、6、8、10、12 (mm)
	かさ比重	1) 0.8-K 石綿セメントけいカル板：0.6 以上 0.9 未満 2) 1.0-K 石綿セメントけいカル板：0.9 以上 1.2 未満 3) 1.0-CK 石綿セメントけいカル板：0.9 以上 1.2 未満
	表示	1) 製造業者名及び工場名又はこれらの略号 2) 製造年月日又はその略号
	JIS マーク	あり
	1989 (改正)	原料
種類		1) かさ比重による区分： 0.8 けいカル板 かさ比重 0.6 以上 0.9 未満のもの 1.0 けいカル板 かさ比重 0.9 以上 1.2 未満のもの 2) 化粧加工の有無による区分： 普通けいカル板 化粧けいカル板
記号		1) 0.8 けいカル板：0.8K 2) 1.0 けいカル板：1.0K 3) 普通けいカル：なし 4) 化粧けいカル：外装用 OD、内装用 ID
厚さ		1) 0.8 けいカル板：5、6、8、10、12 (mm) 2) 1.0 けいカル板：4、5、6、8、10、12 (mm)
かさ比重		1) 0.8 けいカル板：0.6 以上 0.9 未満 2) 1.0 けいカル板：0.9 以上 1.2 未満
表示		1) 種類の記号 2) 製造年月日又はその略号 3) 製造業者名又はその略号
JIS マーク		あり

移行後の JIS A 5430 の変遷は(14)に記載した

(22) 化粧石綿セメントけい酸カルシウム板に関する J I S (JIS A 5424) の変遷

JIS 変遷の概要

規格番号	JIS A 5424
規格名称	化粧石綿セメントけい酸カルシウム板
履歴	1977-08-01 制定 (規格名称「化粧石綿セメントけい酸カルシウム板」) 1979-03-01 改正 1983-06-01 改正 1989-04-01 廃止 (→JIS A 5418 へ移行)

JIS 規定内容の変遷

制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1977 (制定)	構成	JIS A 5418 に規定する石綿セメントけい酸カルシウム板の表面に化粧加工した板
	種類	1) 基板の種類による区分： ・ 0.8K 化粧けいカル板—かさ比重 0.6 以上 0.9 未満のけいカル板の表面に化粧加工したもの ・ 1.0K 化粧けいカル板—かさ比重 0.9 以上 1.2 未満のけいカル板の表面に化粧加工したもの ・ 1.0C K 化粧けいカル板—かさ比重 0.9 以上 1.2 未満の有機質を混入したけいカル板の表面に化粧加工したもの 2) 化粧の耐水性による区分： 普通化粧けいカル板 耐水化粧けいカル板 化粧面に耐水性を持たせたもの
	呼び方	基板の種類—化粧層の種類—の順序による。ただし、必要のない部分を除くことは可（例：0.8K 普通けいカル板、1.0K 耐水けいカル板、1.0CK 普通けいカル板）
	基板の厚さ	1) 0.8K 化粧けいカル板：6、8、10 (mm) 2) 1.0K 化粧けいカル板：4、5、6、8、10 (mm) 3) 1.0C K 化粧けいカル板：4、5、6、8、10 (mm)
	かさ比重	規定なし
	表示	1) 製造業者名、工場名（又は略号） 2) 製造年月日（又は略号）
	JIS マーク	あり
	1979 (改正)	構成
種類		1) 基板の種類による区分： ・ 0.8K 化粧けいカル板—かさ比重 0.6 以上 0.9 未満のけいカル板の表面に化粧加工したもの ・ 1.0K 化粧けいカル板—かさ比重 0.9 以上 1.2 未満のけいカル板の表面に化粧加工したもの ・ 1.0C K 化粧けいカル板—かさ比重 0.9 以上 1.2 未満の有機質を混入したけいカル板の表面に化粧加工したもの

JIS 規定内容の変遷（続き）

1979 (改正) (続き)	種類	2) 化粧の耐水性による区分： ・ 普通化粧けいカル板 ・ 耐水化粧けいカル板 化粧面に耐水性を持たせたもの
	呼び方	基板の種類－化粧層の種類の種類による。ただし、必要のない部分を除くことは可。（例：0.8K 普通けいカル板、1.0K 耐水けいカル板、1.0CK 普通けいカル板）
	かさ比重	規定なし
	表示	1) 製造業者名又はその略号 2) 製造年月日又は略号
	JIS マーク	あり
1983 (改正)	構成	JIS A 5418 に規定する石綿セメントけい酸カルシウム板の表面に化粧加工した板
1988 (改正)	種類	1) 基板の種類による区分： ・ 0.8K 化粧けいカル板－かさ比重 0.6 以上 0.9 未満のけいカル板の表面に化粧加工したもの ・ 1.0K 化粧けいカル板－かさ比重 0.9 以上 1.2 未満のけいカル板の表面に化粧加工したもの ・ 1.0CK 化粧けいカル板－かさ比重 0.9 以上 1.2 未満の有機質を混入したけいカル板の表面に化粧加工したもの 2) 化粧の耐水性による区分： ・ 普通化粧けいカル板 ・ 耐水化粧けいカル板 化粧面に耐水性を持たせたもの
	呼び方	基板の種類－化粧層の種類の種類による。（例：0.8K 普通けいカル板、1.0K 耐水けいカル板、1.0CK 普通けいカル板）
	かさ比重	規定なし
	表示	1) 製造業者名、工場名（又は略号） 2) 製造年月日（又は略号）
	JIS マーク	あり

☆石綿含有ロックウール吸音天井板に関する J I S の変遷

石綿含有ロックウール吸音天井板に関する J I S は、JIS A 6307（ロックウール化粧吸音板）として制定されたが、1994年に他の材料とともに JIS A 6301（吸音材料）として統合された。

(23) ロックウール化粧吸音板に関する J I S（JIS A 6307）の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 6307
規格名称	ロックウール化粧吸音板
履歴	1977-01-01 制定（規格名称「ロックウール化粧吸音板」） 1980-04-01 改正 1994-07-01 廃止（→JIS A 6301へ移行）

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1977年 (制定)	種類	1) 厚さによる区分…9、12、15、18 2) 吸音率による区分…0.2、0.3、0.4、0.6
	構成原料	1) 基材…JIS A 9504（ロックウール保温材）に規定するロックウール1号を主原料とし、結合材、混和材を用いて板状に成形したもの 2) 加工…表面化粧及び側面のあら切り加工 ^{注1)} 、仕上げ加工 ^{注2)} 又はあら切り・仕上げ併用加工 ^{注3)} 注1) 板をのこぎり等で切断し、所定寸法にしたもの。 注2) 板をのこぎり等で切断、更に側面加工を施し、所定寸法にしたもの。 注3) 長さ方向の2面にあら切り、幅方向の2面に仕上げ加工を施し、所定寸法にしたもの。
	密度	500 kg/m ³ 以下
	JIS マーク	あり
1980年 (改正)	種類	1) 厚さによる区分…9、12、15、18 2) 吸音率による区分…0.2、0.3、0.4、0.6
	構成原料	1) 基材…JIS A 9504（ロックウール保温材）に規定するロックウールを主原料とし、結合材、混和材を用いて板状に成形したもの 2) 加工…表面化粧及び側面のあら切り加工 ^{注1)} 、仕上げ加工 ^{注2)} 又はあら切り・仕上げ併用加工 ^{注3)} 注1) 板をのこぎり等で切断し、所定寸法にしたもの。 注2) 板をのこぎり等で切断、更に側面加工を施し、所定寸法にしたもの。 注3) 長さ方向の2面にあら切り、幅方向の2面に仕上げ加工を施し、所定寸法にしたもの。
	密度	500 kg/m ³ 以下
	JIS マーク	あり

移行後の JIS A 6301 の変遷は(27)に記載した。

☆石綿含有せっこうボードに関する JIS の変遷

石綿含有石膏ボードに関する J I S には、JIS A6901（せっこうボード）、JIS A 6911（化粧せっこうボード）、JIS A 6913（強化せっこうボード）及び JIS A 6301（吸音材料）がある。

(24) せっこうボードに関する J I S（JIS A 6901）の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 6901
規格名称	石コウボード、セッコウボード、せっこうボード、せっこうボード製品
履歴	1951-12-19 制定（規格名称「石コウボード」） 1957-12-18 改正 1960-12-01 改正（規格名称を「セッコウボード」へ変更） 1964-06-01 改正（規格名称を「せっこうボード」へ変更） 1970-01-01 改正 1973-09-01 改正 1975-02-01 改正 1979-03-01 改正 1983-03-01 改正 1993-03-01 改正 1994-02-01 改正（規格名称を「せっこうボード製品」へ変更） 1997-12-20 改正 2005-11-20 改正

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容*1
1951 (制定)	種類	1) 1種 2) 2種
	構成原料	1) 軽量材…被覆材に有害な影響を与えないものとする。 オガクズを使用する場合は、気乾重量で全重量の15%が標準。 2) 構成…石コウボードの両面を紙またはその他の繊維質材料で被覆し成型する。
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし
1957 (改正)	種類	3×6板、メートル板
	構成原料	1) 混和材…オガクズ、その他で製品に有害な影響を与えないもの。 オガクズを使用する場合には、気乾重量で石コウとオガクズの合計重量の15%が標準。 2) 構成…石コウボードの両面を紙またはその他の繊維質材料で被覆し成型する。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり

JIS 規定内容の変遷（続き）

1960 (改正)	種類	3×6 板、メートル板
	構成 原料	1) 混和材…オガクズ、その他で製品に有害な影響を与えないもの。 2) 構成…セッコウボードの両面を紙またはその他の繊維質材料で被覆し成型する。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1964 (改正) 1970 (改正)	種類	1) A 種（へり付き） 2) B 種（へりなし）
	製造	混和材…おがくず、パーライトなどで製品に有害な影響を与えないもの
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1973 (改正) 1975 (改正) 1979 (改正)	種類	1) 難燃 1 級品 2) 難燃 2 級品
	構成 原料	混和材…せっこうに有害な影響を与えないもの 難燃 1 級品：有機質材料の使用不可 難燃 2 級品：有機質材料を用いる場合は、せっこうと混和材料の合計重量の 1.0%を超えないこと
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
	製造	1) 混和材…ガラス繊維、ロックウール、パルプ、パーライト、ひる石等の混和材量は、品質に有害な影響を与えないものとする。 2) 添加物…発泡剤、凝結調整剤、接着増強剤等は品質に有害な影響を与えないものとする。
1983 (改正)	種類	1) 難燃 1 級品 2) 難燃 2 級品
	製造	1) 混和材…ガラス繊維、ロックウール、パルプ、パーライト、ひる石等の混和材量は、品質に有害な影響を与えないものとする。 2) 添加物…発泡剤、凝結調整剤、接着増強剤等は品質に有害な影響を与えないものとする。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1993 (改正)	種類	1) 難燃 1 級品 2) 難燃 2 級品
	製造	原料…品質に有害な影響を与えないもの
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり

*一般社団法人石膏ボード工業会によると、1987 年以降は石綿含有製品はなく、石綿含有建材データベースにも登録されていないため、これ以後の改正については省略した。

(25) 化粧せっこうボードに関する J I S (JIS A 6911) の変遷

JIS 変遷の概要

規格番号	JIS A 6911
規格名称	化粧せっこうボード
履歴	1973-09-01 制定 (規格名称「化粧せっこうボード」) 1975-02-01 改正 1980-05-01 改正 1983-03-01 改正 1994-02-01 廃止 (→JIS A 6901 に移行)

JIS 規定内容の変遷

制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1973 (制定)	種類	1) 難燃 1 級品 2) 難燃 2 級品 3) 難燃 3 級品
	構成原料	1) 混和材…せっこうに有害な影響を与えないもの 難燃 1 級品：有機質材料の使用不可 難燃 2 級品、難燃 3 級品：有機質材料を用いる場合は、せっこうと混和材料の合計重量の 1.0%を超えないこと 2) 表面に用いる塗装材料、張り合わせ材料…厚さが 0.3 mmを超えないこと。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1975 (改正) 1980 (改正)	種類	1) 難燃 1 級品 2) 難燃 2 級品
	製造	1) 混和材…せっこうに有害な影響を与えないもの 難燃 1 級品：有機質材料の使用不可 難燃 2 級品：有機質材料を用いる場合は、せっこうと混和材料の合計重量の 1.0%を超えないこと 2) 表面に用いる塗装材料、張り合わせ材料…厚さが 0.3 mmを超えないこと。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1983 (改正)	種類	3) 難燃 1 級 4) 難燃 2 級
	構成原料	1) 混和材…ガラス繊維、ロックウール、パルプ、パーライト、ひる石等の混和材量は、品質に有害な影響を与えないものとする。 2) 添加物…発泡剤、凝結調整剤、接着増強剤等は品質に有害な影響を与えないものとする。 3) 化粧材…表面に用いるオーバレイ、塗装などは品質に有害な影響を与えないもの。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり

(26) 強化せっこうボードに関する J I S (JIS A 6913) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 6913
規格名称	強化せっこうボード、無機繊維強化石膏ボード、強化せっこうボード
履歴	1981-06-01 制定 (規格名称「無機繊維強化せっこうボード」) 1990-02-01 改正 (規格名称「強化せっこうボード」に変更) 1994-02-01 廃止→ (JIS A 6901 に移行)

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1981 (制定)	種類	規定なし
	構成 原料	1) 無機繊維…腐食しないもので、かつ、分散性のよいもの。 2) 混和材料…せっこう及びせっこうボード用原紙の品質に有害な影響を与えないもの。 3) 原紙…JIS A 6901 に規定するせっこうボード用原紙とする。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1990 (改正)	種類	規定なし
	構成 原料	1) 原料…品質に有害な影響を与えないもの。 2) 原紙…JIS A 6901 に規定するせっこうボード用原紙とする。 3) 無機繊維材料…ガラス繊維、ロックウールなどとする。 4) 混和材料…パルプ、パーライト、ひる石などとする。 5) 添加剤…発泡剤、凝結調整剤、接着増強剤などとする。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり

(27) 吸音材料に関する J I S (JIS A 6301) の変遷

JIS A 6301 は、当初は吸音用孔あきせっこうボードとして制定され、1994 年の改正では他の吸音材料も加えて名称も「吸音材料」となった。

1994 年以降は、①ロックウール吸音材、②グラスウール吸音材、③吸音用ウレタンフォーム、④ロックウール吸音化粧板、⑤吸音用インシュレーションファイバーボード、⑥吸音用木毛セメント板、⑦吸音用あなあきせっこうボード、⑧吸音用あなあきスレートボード、⑨吸音用あなあきハードファイバーボード の 9 品種が対象になっているが、品種及び年代を考慮するとアスベストを使用している可能性がある品種は、④ロックウール吸音化粧板及び⑧吸音用あなあきスレート のみであるため、他の品種は記載していない。

なお、これらの製品にアスベスト含有製品を貼り付けてある製品も考えられるため、現地調査等では注意すること。

JIS 変遷の概要

規格番号	JIS A 6301
規格名称	吸音用孔あきせっこうボード、吸音用あなあきせっこうボード、吸音材料
履歴	1966-01-01 制定 (規格名称「吸音用孔あきせっこうボード」) 1970-01-01 改正 (規格名称を「吸音用あなあきせっこうボード」へ変更) 1975-04-01 改正 1984-11-01 改正 1994-07-01 改正 (規格名称を「吸音材料」へ変更) 2000-02-20 改正

JIS 規定内容の変遷

制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1966 (改正)	種類	1) 厚さによる区分 7mm、9mm 2) 難燃性による区分 ① 難燃吸音用孔あきせっこうボード ・難燃 2 級 a ・難燃 3 級 a ・内装難燃 (内装難燃は当分の間認める) ② 普通吸音用孔あきせっこうボード 3) 裏打ち材料の有無による区分 ① 裏打ち材料のあるもの ② 裏打ち材料のないもの
	構成	1) 原板は、JIS A 6901 (せっこうボード) に定められたせっこうボードに準じて製造し、孔あけ加工したもの。 2) 裏打ち材料は、ボードに対し全面ばりまたは点ばりする。
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1970 (改正)	種類	1) 厚さによる区分 7mm、9mm 2) 難燃性による区分 ① 難燃吸音用あなあきせっこうボード点難燃 2 級、難燃 3 級 ② 普通吸音用あなあきせっこうボード 3) 裏打ち材料の有無による区分 ① 裏打ち材料のあるもの ② 裏打ち材料のないもの
	構成	1) 原板は、JIS A 6901 に定められたせっこうボードに準じて製造し、あなあけ加工したもので。 2) 裏打ち材料は、ボードに対し全面ばりまたは点ばりする
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし
1975 (改正)	種類	1) 難燃性による区分 ① 難燃吸音用あなあきせっこうボード…難燃 2 級 ② 普通吸音用あなあきせっこうボード 2) 裏打ち材料の有無による区分 ① 裏打ち材料のあるもの ② 裏打ち材料のないもの
	構成	1) 原板は、JIS A 6901 に定められたせっこうボードに準じて製造し、孔あけ加工したもの 2) 裏打ち材料は、ボードに対し全面ばりまたは点ばりする
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし
1984 (改正)	種類	1) 厚さによる区分 9mm、12mm 2) 孔径・ピッチによる区分 φ6-22mm、φ8-22mm、φ10-24mm、φ13.4-24mm、ランダム 3) 難燃性による区分 ① 普通吸音用あなあきせっこうボード ② 難燃吸音用あなあきせっこうボード 4) 裏打ち材料の有無による区分 ① 裏打ち材料のあるもの ② 地券紙を線ばり又は点ばりしたもの ③ 通気性のある布を裏打ちしたもの (備考) 裏打ち材料は、当事者間の協議によって定めるものとする。
	構成	1) 原板は、JIS A 6901 に規定するせっこうボードに準じて製造し、あなあけ加工したもの 2) 必要に応じて裏打ちする
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1994 (改正)	種類	1) ロックウール吸音材 2) グラスウール吸音材 3) 吸音用軟質ウレタンフォーム 4) ロックウール化粧吸音板 (DR) 5) 吸音用インシュレーションファイバーボード 6) 吸音用木毛セメント板 7) 吸音用あなあきせっこうボード 8) 吸音用あなあきスレートボード (AC-P) <ul style="list-style-type: none"> ・ 原板による区分…F、N ・ 孔径とピッチの組合せによる区分 …φ5-12、φ5-15、φ8-16 (Fのみ)、φ8-20、φ8-25 9) 吸音用あなあきハードファイバーボード
	構成	4) ロックウール化粧吸音板 …JIS A 9504 に規定するロックウールを主原料とし、結合材、混和材を用いて成形し灰華石模様、非貫通孔状、凹凸状、印刷、ラミネート及びそれらの組合せなどの表面化粧をしたもの。 8) 吸音用あなあきスレートボード …JIS A 5403 (石綿スレート) に規定するフレキシブル板及び軟質板に貫通したあなあけ加工をしたもの。
	密度	4) ロックウール化粧吸音板…500 kg/m ³ 以下 8) 吸音用あなあきスレートボード…規定なし
	JIS マーク	あり
1994 (改正)	種類	4) ロックウール化粧吸音板 (DR) 8) 吸音用あなあきスレートボード (AC-P) <ul style="list-style-type: none"> ・ 原板による区分…F、N ・ 孔径とピッチの組合せによる区分 …φ5-12、φ5-15、φ8-16 (Fのみ)、φ8-20、φ8-25
	構成	4) ロックウール化粧吸音板 …JIS A 9504 に規定するロックウールを主原料とし、結合材、混和材を用いて成形し灰華石模様、非貫通孔状、凹凸状、印刷、ラミネート及びそれらの組合せなどの表面化粧をしたもの。 8) 吸音用あなあきスレートボード …JIS A 5403 (石綿スレート) に規定するフレキシブル板及び軟質板に貫通したあなあけ加工をしたもの。
	密度	4) ロックウール化粧吸音板…500 kg/m ³ 以下 8) 吸音用あなあきスレートボード…規定なし
	JIS マーク	なし

(28) 石綿含有壁紙に関する J I S (JIS A 6921) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 6921
規格名称	壁紙
履歴	1976-04-01 制定 (規格名称「壁紙」) 1995-07-01 改正 1998-04-20 改正 2001-11-20 改正

制定および各改正において、種類、原料等、密度、J I S マークの表示等に関する規定がないため、変遷の詳細は省略する。

☆石綿含有ビニル床タイル及びビニル床シートに関する JIS の変遷

石綿含有ビニル床タイル及びビニル床シートに関する J I S には、JIS A 5705 (ビニル床タイル) 及び JIS A 5707 (ビニル床シート) があるが、1992 年に JIS A 5705 (ビニル床タイル) として統合された。

なお、JIS A 5536 (床用ビニルタイル接着剤) についても、履歴について記載した。

(29) ビニル床タイルに関する J I S (JIS A 5705) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5705
規格名称	床用ビニルタイル、ビニル床タイル、ビニル系床材
履歴	1966-01-01 制定 (規格名称「床用ビニルタイル」) 1972-07-01 改正 (規格名称を「 <u>ビニル床タイル</u> 」へ変更) 1975-11-01 改正 1981-03-01 改正 1985-11-01 改正 1990-05-01 改正 1992-11-01 改正 (規格名称を「 <u>ビニル系床材</u> 」へ変更) 1998-04-20 改正 2005-03-20 改正

JIS 規定内容の変遷		
制定／改正年	規定事項分類	規定内容
1966 (制定)	種類	1) 1 種 (石綿を含むもの) 2) 2 種 (石綿を含まないもの)
	原料	1) 樹脂…塩化ビニル樹脂とする。 2) その他…適当な可塑剤および安定剤を用いる。 必要に応じ、適当な添加材料及び着色剤を用いる。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1972 (改正) 1975 (改正)	種類	石綿の含有による区分 1) 石綿を含むもの ・半硬質ビニルアスベスト床タイル ・軟質ビニルアスベスト床タイル 2) 石綿を含まないもの ・ホモジニアスビニル床タイル
	原料	1) 樹脂…塩化ビニル樹脂とする。 2) その他…適当な可塑剤および安定剤を用いる。 必要に応じ、適当な添加材料及び着色剤を用いる。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり

JIS 規定内容の変遷（続き）

1981 (改正)	種類	石綿の含有による区分 1) 石綿を含むもの ・半硬質ビニルアスベスト床タイル ・軟質ビニルアスベスト床タイル 2) 石綿を含まないもの ・ホモジニアスピニル床タイル
	原料	1) 樹脂…塩化ビニル樹脂とする。 2) その他…適当な可塑剤および安定剤を用いる。 必要に応じ、石綿その他適当な添加材料及び着色剤を用いる。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1985 (改正)	種類	使用原料による区分 1) ホモジニアスピニル床タイル（充てん材にアスベストを含まずバインダー ^{注1)} 分が30% ^{注2)} 以上) 注1) バインダー分は、ビニル樹脂、可塑剤及び安定剤からなる。 注2) 平均含有量を示す。 2) ビニルノンアスベスト床タイル（充てん材にアスベストを含まず） ・半硬質 ・軟質 3) ビニルアスベスト床タイル（充てん材にアスベストを含む） ・半硬質 ・軟質
	原料	1) 樹脂…塩化ビニル樹脂とする。 2) その他…適当な可塑剤および安定剤を用いる。 必要に応じ、適当な添加材料及び着色剤を用いる。
	密度	なし
	JIS マーク	あり
1990 (改正)	種類	バインダーの含有率による区分 1) ホモジニアスピニル床タイル（バインダー含有率が30%以上） 2) コンポジションビニル床タイル（バインダー含有率が30%未満） ・半硬質 ・軟質
	原料	1) ビニル樹脂 ^{注1)} 、可塑剤 ^{注2)} 、安定剤 ^{注3)} 、充てん材 ^{注4)} 、着色剤 ^{注5)} などとする 2) 充てん材には石綿は含まない 注1) 塩化ビニル樹脂、塩化ビニル-酢酸ビニル共重合樹脂など。 注2) ジオクチルフタレート、ジヘキシルフタレートなど。 注3) カルシウム、バリウム、亜鉛系ステアリン酸塩など。 注4) 炭酸カルシウム、クレー、ワラストナイトなど。 注5) 有機・無機系顔料。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり

*1992年以降の改正では“石綿を含んではならない”と規定されているため省略した。

(30) ビニル床シートに関する J I S (JIS A 5707) の変遷

JIS 変遷の概要

規格番号	JIS A 5707
規格名称	ビニル床シート
履歴	1971-12-01 制定 (規格名称「ビニル床シート」) 1978-08-01 改正 1990-05-01 改正 1992-11-01 廃止 (→JIS A 5705「ビニル系床材」へ移行)

JIS 規定内容の変遷

制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1971 (制定) 1978 (改正)	種類	1) 用途による区分 ・住宅用ビニル床シート ・一般用ビニル床シート 2) 構成による区分 ・単体 (M) ・織布を積層したもの (C) ・フェルトを積層したもの (F) ・繊維以外の材料を積層したもの (O)
	原料	1) 樹脂…塩化ビニル樹脂とする。 2) その他…適当な可塑剤、安定剤、着色剤及び添加材料を用いる。 必要に応じ、適当な繊維材料などを積層する。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1990 (改正)	種類	1) 発泡層のないビニル床シート ・単体のもの (NM) ・織布を積層したもの (NC) ・不織布を積層したもの (NF) ・織布、不織布以外の材料を積層したもの。(NO) 2) 発泡層のあるビニル床シート ・織布を積層したもの (DC) ・不織布を積層したもの (DF) ・織布、不織布以外の材料を積層したもの (DO) ・不織布を積層し、印刷柄を有するもの (PF) ・織布、不織布以外の材料を積層し、印刷柄を有するもの (PO)
	製造	1) ビニル樹脂、可塑剤、安定剤、充てん材、着色剤、織布・不織布などとする。 2) 必要に応じて発泡剤などを用いる。 3) これらの材料には石綿は含まない。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり

(31) ビニル床タイル接着剤に関する J I S (JIS A 5536) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5536
規格名称	床用ビニルタイル接着剤、ビニルタイル接着剤、ビニル系床材用接着剤 高分子系張り床材用接着剤、床仕上げ材用接着剤
履歴	1970-05-01 制定 (規格名称「床用ビニルタイル接着剤」) 1977-08-01 改正 1984-07-01 改正 (規格名称を「 <u>ビニル床タイル</u> 接着剤」へ変更) 1991-05-01 改正 (規格名称を「 <u>ビニル床タイル・ビニル床シート用</u> 接着剤」へ変更) 1996-08-15 改正 (規格名称を「 <u>ビニル系床材用接着剤</u> 」へ変更) 2002-02-20 改正 (規格名称を「 <u>高分子系張り床材用接着剤</u> 」へ変更) 2003-03-20 改正 (規格名称を「 <u>床仕上げ材用接着剤</u> 」へ変更)

原材料は、各改正を通じて、アスファルト系、酢酸ビニル系、ゴム系ラテックス形、エポキシ樹脂系、ビニル樹脂系、エポキシ系、ゴム溶剤系、ウレタン樹脂系等がある。これらは、いずれも有機系であり、アスベストの有無を分析する際には適切な加熱により除去されるものである。

また、一部の製品においてはアスベストが使用されていたが、各改正において、“石綿”または“アスベスト”の記述がないため、J I Sの詳細に関する記述は省略する。

(32) 石綿含有住宅屋根用化粧スレートに関する J I S (JIS A 5423) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5423
規格名称	住宅屋根用化粧スレート
履歴	1976-05-01 制定 (規格名称は「住宅屋根ふき用石綿スレート」) 1983-06-01 改定 1989-04-01 改定 (規格名称を「住宅屋根用化粧スレート」へ変更) 1995-01-01 改定 2003-06-20 改定 2004-10-01 改正

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1976 (制定)	種類	1) 平形屋根スレート 2) 波形屋根スレート
	原料	1) 石綿…JIS A 5403 の附属書に規定するクリソタイル石綿 2) セメントと石綿との標準割合 (質量比) …85 : 15 (備考) 有機繊維などはセメントと石綿の合計質量の 3%以下
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし
1983 (改正)	種類	1) 平形屋根スレート 2) 波形屋根スレート
	原料	1) 石綿…主として JIS M 8602 に規定するクリソタイル石綿 2) セメントと石綿との標準割合 (参考、質量比) …85 : 15 注 1) 有機質繊維などは、セメントと石綿の合計質量の 3%以内
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1989 (改正)	種類	1) 平形屋根スレート 2) 波形屋根スレート
	原料	石綿…主としてクリソタイル石綿とする
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1995 (改正)	種類	1) 平形屋根スレート 2) 波形屋根スレート
	原料	主原料を石綿とする (“適用範囲” に記載)
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
2003 (改正)	種類	1) 平形屋根スレート 2) 波形屋根スレート
	原料	“石綿繊維” の文言が削除 (“適用範囲” に記載)。
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり

(33) 石綿含有窯業系サイディングに関する J I S (JIS A 5422) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5422
規格名称	住宅外装用石綿セメント下見板及び石綿セメント羽目板、 石綿セメントサイディング、窯業系サイディング
履歴	1976-05-01 制定 (規格名称「住宅外装用石綿セメント下見板及び石綿セメント羽目板」) 1983-02-01 改正 1987-02-01 改正 (規格名称を「石綿セメントサイディング」へ変更) 1993-02-01 改正 1995-01-01 改正 (規格名称を「窯業系サイディング」へ変更) 2002-08-20 改正 2008-02-20 改正

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1976 (制定)	種類	1) 化粧板 2) 普通板
	原料	1) セメントと石綿との標準割合 (質量比) …セメント 85 : 石綿 15 他の場合は、4. に規定する品質に適合するように配合する。 2) 有機繊維など…セメントと石綿の合計質量の 4.5%以内 3) その他…オートクレーブ養生を行う場合に用いるけい酸質物質は、セメントの一部とみなす
	密度	規定なし
	JIS マーク	規定なし
1983 (改正)	種類	1) 化粧板 2) 普通板
	製造	1) セメントと石綿との標準割合 (質量比) …セメント 85% 石綿 15% 2) 有機質繊維…セメントと石綿の合計質量の 4.5%以内とする。
	密度	規定なし
	JIS マーク	規定なし
1987 (改正)	種類 記号()	1) 材質による区分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿セメント板系 (S) ・ 石綿セメントケイ酸カルシウム板系 (K) ・ スラグ・せっこう板系 (C) 2) 形状による区分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平形サイディング (B) ・ 波形サイディング (C) 3) 化粧加工の有無による区分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通サイディング (PS) ・ 化粧サイディング (DS)

JIS 規定内容の変遷（続き）

1987 (改正) (続き)	製造	1) 主原料…石綿、セメント、その他 (参考) 配合割合に関する規定なし 2) 混和剤…品質及び使用上に有害な影響を与えないもの
	密度	規定なし
	JIS マーク	規定なし
1993 (改正)	種類 記号()	1) 材質による区分 ・ 石綿セメント板系 (S) ・ 石綿セメントケイ酸カルシウム板系 (K) ・ スラグ・せっこう板系 (C) 2) 形状による区分 ・ 平形サイディング (B) ・ 波形サイディング (C) 3) 化粧加工の有無による区分 ・ 普通サイディング (PS) ・ 化粧サイディング (DS)
	製造	サイディングの製造に用いる原料のうち主なものは、石綿、セメント、石灰質原料、けい酸質原料
	密度	規定なし
	JIS マーク	規定なし
1995 (改正)	種類	1) 素板サイディング (N) 2) 塗装用サイディング (S) 3) 化粧サイディング (D)
	製造	1) セメント質原料…セメント、石灰原料、けい酸質原料、スラグ、 せっこう 2) 繊維質原料 ・ 無機質繊維…ガラス繊維、ロックウール、金属繊維など ・ 有機質繊維…パルプ、木繊維、ポリエチレン、ビニロン、ポリプロピレン、アクリルなど 3) 混和剤…パーライト、シラスバルーン、ゼオライト、バーミュクライト 炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、粒上有機発泡体、着色材料、増粘剤、その他の充てん材 4) 化粧材料 5) その他…品質及び使用上に有害な影響をあたえないもの
	密度	規定なし
	JIS マーク	規定なし
2002 (改正)	種類	1) 素板サイディング (N) 2) 塗装用サイディング (S) 3) 化粧サイディング (D)
	原料	規定なし
	密度	規定なし
	JIS マーク	規定なし

* 1995 年の改正により、JIS にアスベスト無含有製品が規定された。

(34) 石綿セメント管に関する J I S (JIS A 5301) の変遷

JIS 変遷の概要

規格番号	JIS A 5301
規格名称	水道用石綿セメント管
履歴	1950-02-16 制定 (規格名称「水道用石綿セメント管」) 1953-07-04 改正 1959-03-30 改正 1965-02-01 改正 1971-02-01 改正 1978-04-01 改正 1980-02-01 改正 1983-07-01 改正 1988-01-01 廃止

JIS 規定内容の変遷

制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1950 (制定)	種類	1) 1種 (静水頭 45m超え 75m以下) 2) 2種 (静水頭 45m以下)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 ・セメント：JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に規定するもの ・石綿：カナダ石綿規格による 4 級の中位以上もの 2) 石綿とセメントとの配合割合 (重量) ・1種：石綿 1：セメント 5 ・2種：石綿 1：セメント 6
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし
1953 (改正)	種類	1) 1種 (静水頭 45m超え 75m以下) 2) 2種 (静水頭 45m以下)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 ・セメント：JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に規定するもの ・石綿：品質良好な精製品 2) 有機質繊維、その他のもの…使用不可 3) 石綿とセメントの配合…重量で、1：5～1：6 を標準
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1959 (改正)	種類	1) 1種 (試験水圧 25kg/cm ² 使用静水頭は標準として 75m以下) 2) 2種 (試験水圧 18kg/cm ² 使用静水頭は標準として 45m以下)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 ・セメント：JIS R 5210 (ポルトランドセメント) または JIS R 5212 (シリカセメント) に規定するもの ・石綿：品質良好な精製品で、有機質繊維その他有害な物質を含まないもの

JIS 規定内容の変遷 (続き)

1959 (改正) (続き)	原料	2) その他…強度または耐水性を補強するための適当な無機質の材料の混入は可
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1965 (改正)	種類	1) 1種 (試験水圧 25kg/cm ² 使用静水頭は標準として 75m以下) 2) 2種 (試験水圧 18kg/cm ² 使用静水頭は標準として 45m以下)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 ・セメント：JIS R 5210、JIS R 5211 (高炉セメント)、JIS R 5212 (シリカセメント) または JIS R 5213 (フライアッシュセメント) ・石綿：品質良好な精製品で、有機質繊維その他有害な物質を含まないもの 2) その他…品質を向上するための適当な無機質の材料の混入は可
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし
1971 (改正) 1978 (改正) 1980 (改正) 1983 (改正)	種類	1) 1種 (試験水圧 28kg/cm ²) 2) 2種 (試験水圧 22kg/cm ²) 3) 3種 (試験水圧 18kg/cm ²) 4) 4種 (試験水圧 13kg/cm ²)
	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 ・セメント：JIS R 5210、JIS R 5211、JIS R 5212 または JIS R 5213 ・石綿：品質良好な精製品で、有機質繊維その他有害な物質を含まないもの 2) その他…品質を向上するための適当な無機質の材料の混入は可
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし
	種類	1) 1種 (試験水圧 28kg/cm ²) 2) 2種 (試験水圧 22kg/cm ²) 3) 3種 (試験水圧 18kg/cm ²) 4) 4種 (試験水圧 13kg/cm ²)
1980 (改正) 1983 (改正)	原料	1) 主原料…セメント及び石綿 ・セメント：JIS R 5210、JIS R 5211、JIS R 5212 または JIS R 5213 ・石綿：品質良好な精製品で、有機質繊維その他有害な物質を含まないもの 2) その他…品質に悪影響を与えない無機質材料の使用は可
	密度	規定なし
	JIS マーク	なし

(35) 石綿セメント円筒に関する J I S (JIS A 5405) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS A 5405
規格名称	石綿セメント円筒
履歴	1951-04-27 制定 (規格名称「石綿セメント円筒」) 1954-04-27 改正 1957-04-26 改正 1975-10-01 改正 1982-10-15 改正 2004-10-01 廃止

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1951 (制定)	種類	規定なし
	原料	1) 主原料…セメント、石綿 ・ セメント：JIS R 5210 に規定するもの 2) セメントと石綿の割合 (重量比) …セメント 86：繊維物質 14 3) 代替繊維：全繊維量の 1/3 以下を石綿を雑繊維に代替可 4) その他…セメント重量 15%以下をケイ酸質微砂に代替可
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1954 (改正)	種類	規定なし
	原料	1) 主原料…セメント、石綿 ・ セメント：JIS R 5210 に規定するもの 2) セメントと石綿の割合 (重量比) …セメント 86：繊維物質 14 3) 代替繊維：全繊維量の 1/3 以下を石綿を雑繊維に代替可 4) その他…セメント重量 30%以下をケイ酸質微砂に代替可
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1957 (改正) 1975 (改正)	種類	1) 普通管 2) 火口管
	原料	1) 主原料…セメント、石綿 ・ セメント：JIS R 5210 に規定するもの 2) セメントと石綿の割合 (重量比) …セメント 86：繊維物質 14 3) 代替繊維：全繊維量の 1/3 以下を石綿を雑繊維に代替可 4) その他…セメント重量 30%以下をケイ酸質微砂に代替可
	密度	規定なし
	JIS マーク	あり
1982 (改正)	種類	1) 耐熱性による区分…普通管、火口管 2) 管径による区分…3.5 番、4 番、4.5 番、5 番、6 番 3) 形状による区分…直管、異形管 ^{注)} 注) 異形管には十字管、曲がり管、丁字管などがある。

JIS 規定内容の変遷 (続き)

<p>1982 (改正) (続き)</p>	<p>原料</p>	<p>1) 主原料…セメント、石綿 ・ セメント：JIS R 5210 に規定する普通ポルトランドセメント ・ 石綿：品質が良好で、製品の品質に有害な影響を与える物質を含まないもの</p> <p>2) セメントと石綿の標準割合 (参考、重量比) ・ 普通管…セメント 86：繊維物質 14 ・ 火口管…セメント 80：石綿 20</p> <p>3) 代替繊維…石綿の一部を、製品の品質に有害な影響を及ぼさない他の無機質繊維、有機質繊維^{注)} に替えることが可 注) 有機質繊維を使用する場合は、原材料質量の 5%以下</p> <p>4) その他…製品の品質に有害な影響を与えない範囲で、けい酸物質、その他の混和材料の使用可</p>
	<p>密度</p>	<p>規定なし</p>
	<p>JIS マーク</p>	<p>あり</p>

(36) 石綿に関する J I S (JIS M 8602) の変遷

JIS 変遷の概要	
規格番号	JIS M 8602
規格名称	石綿
履歴	1958-10-07 制定 (規格名称「石綿」) 1977-03-01 改正 1992-06-01 廃止

JIS 規定内容の変遷		
制定／ 改正年	規定事項 分類	規定内容
1958 10/7 (制定)	適用 範囲	1) クリソタイル石綿で解綿工程を経た綿状石綿。(ただし、繊維長 9.5mm 以上の繊維塊およびブルーズジュアーが 1 0 当り 350g 以上のものは含まない。)
	等級	4Z、5D、5R、6D、7D、7K、7M、7R
	種類 ^{注1)}	1) ジャ紋石属：温石綿 ^{注2)} (Chrysotile)、硬ジャ紋石 (Picrolite) 2) 角セン石属：直セン石 (Anthophyllite)、アモサイト (Amosite)、透角セン石、(Tremolite)、陽起石 (Actinolite)、青石綿 (Crocidolite or Cape blue) 3) これらの中で最も商品価値のあるものは温石綿であり、ついで青石綿、アモサイトで、他のものはほとんど工業的には利用されていない。 注 1) 種類は JIS の「解説」による。硬ジャ (じゃ) 紋石は、現在では石綿に定義されていないが、1960 年代からトレモライト、アクチノライト、アンソフィライとは石綿とされていた。 注 2) 温石綿は白石綿 (クリソタイル) のことである。また、アモサイトは茶石綿と呼ばれる。
1977 3/1 (改正)	適用 範囲	4) クリソタイル石綿で解綿工程を経た綿状石綿。(ただし、繊維長 9.5mm 以上の繊維塊およびブルーズジュアーが 1 0 当り 350g 以上のものは含まない。)
	等級	4Z、5D、5R、6D、7D、7K、7M、7R
	種類 ^{注1)}	1) ジャ紋石属：温石綿 ^{注2)} (Chrysotile)、硬ジャ紋石 (Picrolite)、 2) 角セン石属：直セン石 (Anthophyllite)、アモサイト (Amosite)、透角セン石、(Tremolite)、陽起石 (Actinolite)、青石綿 (Crocidolite or Cape blue) 5) これらの中で最も商品価値のあるものは温石綿であり、ついで青石綿、アモサイトで、他のものはほとんど工業的には利用されていない。